

令和2事業年度

事業報告書

自 令和 2年4月 1日

至 令和 3年3月 31日

独立行政法人農畜産業振興機構

目 次

1	法人の長によるメッセージ	1
2	法人の目的、業務内容	2
	(1) 法人の目的	
	(2) 業務内容	
3	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	3
4	中期目標	5
	(1) 第4期中期目標期間（平成30年～令和4年）の概要	
	(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標	
5	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	7
	(1) 行動憲章	
	(2) 運営上の方針・戦略等	
6	中期計画及び年度計画	8
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	24
	(1) ガバナンスの状況	
	(2) 役員等の状況	
	(3) 職員の状況	
	(4) 重要な施設等の整備等の状況	
	(5) 純資産の状況	
	(6) 財源の状況	
	(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	29
	(1) リスク管理の状況	
	(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業務の適正な評価の前提情報	31
	(1) 畜産（肉畜・食肉等）関係	
	(2) 畜産（酪農・乳業）関係	
	(3) 野菜関係	
	(4) 特産関係（砂糖・でん粉）	
	(5) 情報収集提供	
10	業務の成果と使用した資源との対比	44
	(1) 自己評価（令和2年度項目別評定総括表）	
	(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	
11	予算と決算の対比	46

1 2	財務諸表	47
(1)	貸借対照表	
(2)	行政コスト計算書	
(3)	損益計算書	
(4)	純資産変動計算書	
(5)	キャッシュ・フロー計算書	
1 3	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	50
(1)	貸借対照表	
(2)	行政コスト計算書	
(3)	損益計算書	
(4)	純資産変動計算書	
(5)	キャッシュ・フロー計算書	
1 4	内部統制の運用に関する情報	52
1 5	法人の基本情報	52
(1)	沿革	
(2)	設立に係る根拠法	
(3)	主務大臣	
(4)	組織体制	
(5)	事務所の所在地	
(6)	主要関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7)	主要な財務データ（法人単位）の経年比較	
(8)	翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	
1 6	参考情報	60
(1)	要約した法人単位財務諸表の科目の説明	
(2)	その他公表資料等との関係の説明	

1 法人の長によるメッセージ

独立行政法人農畜産業振興機構（Agriculture & Livestock Industries Corporation。以下「ALIC」という。）は、旧農畜産業振興事業団及び旧野菜供給安定基金を母体として平成15年10月1日に設立されました。

以来、農畜産業分野の政策実施機関として、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与することを使命に、我が国の農業総産出額の約7割を占め、国民の皆様の消費生活において重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の安定供給を図るため、生産者の経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等の発生に対応する緊急対策や農畜産物の生産・流通等に関する情報収集提供等の業務を実施してまいりました。

第4期中期目標期間の3年目である令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定及び日・EU 経済連携協定（以下「TPP11 協定等」という。）の発効に伴い法制化された肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）・肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）等の経営安定対策を中心に需給調整・価格安定対策及び需給等に関する情報の収集・分析・発信を行いました。また、畜産関連では学校給食用牛乳の供給停止に伴う生乳の需給対策事業や和牛肉保管在庫の支援事業などを実施し、野菜関連では外食、インバウンド等の業務用需要が減少する中で、契約取引を推進するために生産者と実需者のオンライン商談会を開催しました。さらに、砂糖及びでん粉については、多くの担当職員が新型コロナウイルス感染症の影響により出勤困難となった場合でも、調整金の徴収業務について、業務を継続し通関手続きが停滞することのないよう、関係機関と連携の上、業務の見直しや体制整備等を行い業務継続性の確保を図ったほか、台風等で被災した畜産農家や豚熱の発生農家等の経営継続を支援する事業等の緊急対策を機動的に実施してまいりました。

一方、組織運営につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下において、第一に職員の生命と健康を守りつつ、業務を継続して実施できるよう感染リスク低減のための衛生対策の徹底とテレワークの推進等について、最大限の対応を行うこと等により、独立行政法人としての公共的な使命を的確に果たしうるよう、内部統制の強化、コンプライアンス意識の醸成等に精力的に取り組みつつ、与えられた業務の確実な遂行に努めたところです。

本事業報告書が、ALICの様々な活動についてご理解をいただく一助になることを願っております。

独立行政法人 農畜産業振興機構

理事長 佐藤 一雄



2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的（独立行政法人農畜産業振興機構法 第3条）

A L I Cは、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的としています。

(2) 業務内容

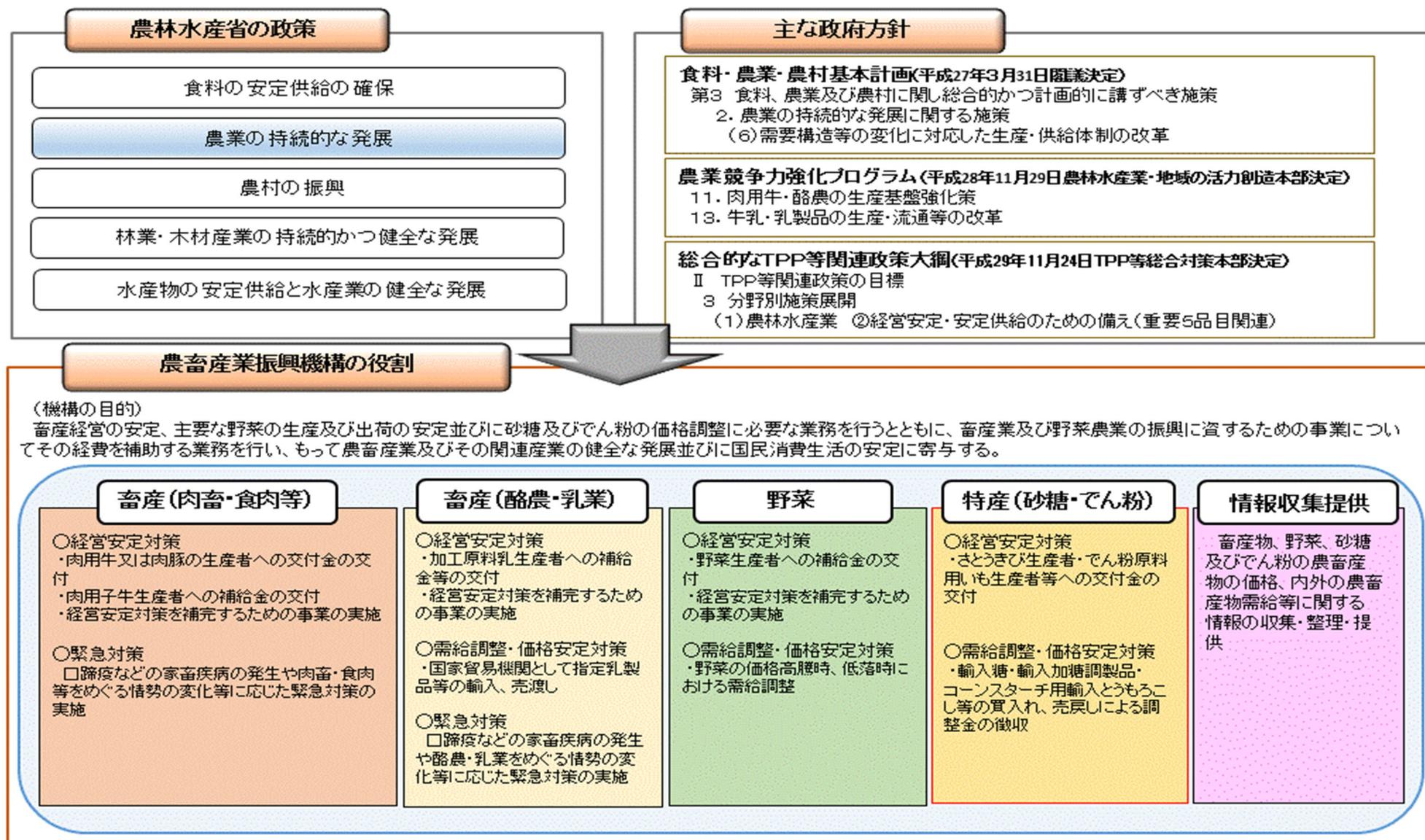
- ア 肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための肉用牛及び肉豚についての交付金の交付
- イ 加工原料乳生産者の経営の安定等を図るための生産者補給交付金等及び集送乳調整金の交付
- ウ 国際約束数量（カレントアクセス）に基づく指定乳製品等の輸入、売渡し、交換及び保管
- エ 内外価格差の調整を図るための機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し
- オ 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業（畜産業振興事業）への補助
- カ 肉用子牛生産者の経営の安定を図るための肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付
- キ 野菜生産者の経営の安定等を図るための指定野菜についての生産者補給交付金等の交付
- ク 野菜生産者の経営の安定等を図るためのあらかじめ締結した契約に基づき指定野菜を確保する場合における交付金の交付
- ケ 野菜価格安定法人が行う業務への補助
- コ 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業（野菜農業振興事業）への補助
- サ 砂糖の価格調整を図るための輸入に係る指定糖・異性化糖等及び輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し
- シ さとうきび生産者の経営の安定を図るための甘味資源作物交付金の交付及び国内産糖製造事業の経営の安定を図るための国内産糖交付金の交付
- ス でん粉の価格調整を図るための輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し
- セ かんしょ生産者の経営の安定を図るためのでん粉原料用いも交付金の交付及び国内産いもでん粉製造事業者の経営の安定を図るための国内産いもでん粉交付金の交付
- ソ 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供

3 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

A L I Cは、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）（以下「基本計画」という。）における農畜産業及び関連産業の持続的な発展に関する施策について、国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象に、生産者の経営安定や安定供給を図るため、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等に係る緊急対策、情報収集提供業務等を的確に実施することを通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与するという役割を担っています。

（参考）図 1 独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図

独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図



4 中期目標

(1) 第4期中期目標期間（平成30年～令和4年）の概要

我が国は、超高齢化社会や人口減少社会の到来といった国内の社会情勢の変化だけでなく、グローバル化の進展といった世界的な環境の変化に直面しています。農業分野においても、食料の安定供給を確保するとともに、農畜産業の持続的な発展に向けた国際競争力の強化等のためのスピード感のある取組が求められています。このため、政府においては、基本計画に基づき、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進することとしています。

また、総合的な TPP 関連政策大綱（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定。以下「TPP 大綱」という。）において、牛肉、豚肉、乳製品及び甘味資源作物について経営安定対策の充実等の措置を講ずることとされ、また、農業競争力強化プログラム（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の下で、肉用牛・酪農の生産基盤の強化及び牛乳・乳製品の流通等の改革を推進することとされました。さらに、日 EU・EPA の大枠合意を受けて、平成 29 年 11 月 24 日に改定された TPP 大綱では、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、農業生産者の経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしています。

このように、ALIC の実施する経営安定対策や需給調整・価格安定対策等の業務は、国の施策の推進において一層重要となっていることから、ALIC としては引き続き国との連携を強化しつつ、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、独立行政法人として国民の期待と信頼に応えて機動的かつ効率的に業務を実施することを通じて、本中期目標の達成を図ることが求められています。

中期目標の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

(2) 一定の事業等のまとめりの目標

セグメント	主な目標
畜産（肉畜・食肉等）関係	<p>(1) 経営安定対策</p> <p>畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉用子牛、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付、肉畜・食肉等に係る補助事業等を実施</p> <p>(2) 緊急対策</p> <p>畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施</p>

<p>畜産（酪農・乳業） 関係</p>	<p>(1) 経営安定対策 酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、加工原料乳についての交付金の交付及び酪農・乳業に係る補助事業等を実施</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 指定乳製品等の需給の安定を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、畜産経営安定法に基づき、指定乳製品等の買入れ、売渡し等を実施</p> <p>(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施</p>
<p>野菜関係</p>	<p>(1) 経営安定対策 生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業を実施</p>
<p>特産関係（砂糖・ でん粉）</p>	<p>(1) 経営安定対策 地域経済におけるその重要性に鑑み、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進し、価格調整制度による国内生産の安定を図るため、交付金の交付等を実施</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため、調整金の徴収を実施</p>
<p>情報収集提供</p>	<p>農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、情報収集提供業務を実施</p>

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

A L I Cの理念を表した「行動憲章」及び運営上の方針・戦略等は、以下のとおりです。

(1) 行動憲章

独立行政法人農畜産業振興機構

行動憲章

独立行政法人農畜産業振興機構は、我が国の農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民の消費生活の安定に寄与するという使命を担っている。

ALIC 役職員は、こうした使命を果たすに当たり、公的資金を用いて国民生活において重要な農畜産物の安定供給を確保するという責務とその説明責任を深く自覚し、誇りと緊張感をもって業務に臨むとともに、農畜産物の生産・消費の現場に目を向けつつ、以下の指針に基づき、国民へのより良いサービスの実現に最善を尽くす。

- 1 法令と社会規範を遵守し、高い倫理観を保持する。
- 2 効率的かつ的確に業務を遂行する。
- 3 幅広い専門知識やノウハウを、蓄積・継承する。
- 4 真摯なコミュニケーションを通じ、職場内外での連携を深める。
- 5 情勢の変化に常に注意を払い、柔軟かつ迅速に対応する。

(2) 運営上の方針・戦略等

TPP11 協定等の発効以来、新たな国際環境の下に置かれている我が国の農畜産業は、その体質強化と成長産業化を進めることが焦眉の急となっています。こうした中で、A L I Cの実施する経営安定対策や需給調整・価格安定対策等の業務は、我が国農畜産業の競争力強化策の根幹となるものであり、その執行に万全を期すことが求められています。このため、A L I Cは、機動的かつ効率的に業務を実施するとともに、業務の執行状況を見ながら必要に応じて体制を見直すなど対応に遺漏なきを期すこととしています。

また、昨年来、我が国の農畜産業にも大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症や近年多発する自然災害や家畜疾病等については、独立行政法人としての機動性を活かしつつ、緊急対策を迅速かつ的確に実施しなければならないと考えており、このための体制をより一層有効に機能させていく考えです。

さらに、農畜産物をめぐる国内外の情勢が変化中、海外を含めた農畜産物の需給・価格の動向、我が国の輸出可能性等に関連する情報を収集し、生産者・消費者を含め広く提供する業務の重要性も一段と高まっています。現下の情勢では、海外での取材・調査が思うに任せない面もありますが、これまで蓄積した様々なツールやパイプを活用して、可能な限りニーズに即した内外の情報収集とSNSも活用した幅広い情報提供に努

めたいと考えております。

6 中期計画及び年度計画

A L I Cは、中期目標を達成するための中期計画と、これに基づく年度計画を作成しています。第4期（平成30年度～令和4年度）中期計画、令和2年度計画及び業務実績の概要は表1のとおりです。

中期計画及び年度計画の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

中期計画、令和2年度計画及び業務実績の概要

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務		
(1) 経営安定対策		
◇ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書提出期限から35業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付）	<ul style="list-style-type: none"> 販売確認申出書の提出期限から、全て35業務日以内に交付（45,187件） TPP11協定の発効に伴い法制化された制度を引き続き適切に実施 交付金単価の算定方法の見直し及び運用改善、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策としての生産者負担金の納付期限の延長措置等について、国からの要請に基づき、速やかに要綱改正を行うなどの確に対応 本年度は全ての月において平均粗収益が平均コストを上回ったため、交付金交付の実績なし TPP11協定の発効に伴い法制化された制度を引き続き適切に実施 断続的に全国各地で発生する豚熱（CSF）対策及び令和2年7月豪雨等に伴う緊急支援策として、生産者負担金の納付期限の延長等を実施
◇ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書提出期限から30業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付）	
◇ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から14業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から14業務日以内に交付）	
◇ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業	◇ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業	<ul style="list-style-type: none"> 指定協会からの交付申請書の受理後、全て14業務日以内に交付金等を交付（202件） 第2の6参照（P.17）

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
説明等の実施により効率的かつ効果的に実施)	説明等の実施により効率的かつ効果的に実施)	
(2) 緊急対策		
◇ 緊急対策の実施(国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定) 【難易度：高】	◇ 緊急対策の実施(国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定)	<ul style="list-style-type: none"> CSFの発生に伴う野生イノシシへの経口ワクチン散布等への支援、新型コロナウイルスの感染拡大に係る一連の畜産支援対策及び令和2年7月豪雨や同年12月以降の大雪による畜舎の損壊等の被害を受けた生産者への支援対策として措置された36事業全てについて、国からの要請文受理後、18業務日以内に事業実施要綱を制定
2 畜産(酪農・乳業)関係業務		
(1) 経営安定対策		
◇ 加工原料乳生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から18業務日以内に交付) 【重要度：高】	◇ 加工原料乳生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から18業務日以内に交付)	<ul style="list-style-type: none"> 交付対象事業者からの交付申請の受理後、18業務日を超えた支払希望のあった1件を除き全て18業務日以内に交付(153件)
◇ 畜産業振興事業(酪農対策)に係る所要額の基金造成(概算払請求書受理日から14業務日以内に基金造成) 【重要度：高】	◇ 畜産業振興事業(酪農対策)に係る所要額の基金造成(概算払請求書受理日から14業務日以内に基金造成)	<ul style="list-style-type: none"> 補填金の財源となる加工原料乳生産者積立金の造成を行うため、事業実施主体からの概算払請求の受理後、14業務日以内に補助金を交付(2件)
◇ 畜産業振興事業(補完対策)の効率的かつ効果的な実施(新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施)	◇ 畜産業振興事業(補完対策)の効率的かつ効果的な実施(新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施)	<ul style="list-style-type: none"> 第2の6参照(P.17)
(2) 需給調整・価格安定対策		
◇ 指定乳製品等の輸入・売買	◇ 国家貿易機関として国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札 ◇ 指定乳製品等を国が示す方針による売渡し計画の数量の売渡し入札の実施	<ul style="list-style-type: none"> 国から通知のあった数量(13万7,202トン)について、全量を輸入入札 四半期毎に農林水産省生産局長へ届け出る売渡し計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
◇ 指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売買（輸入業者から現品を受けた日から20日以内の売渡し）	◇ 指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売渡し（輸入業者から現品を受けた日から20日以内の売渡し）	等の売渡入札を実施（1万8,050トン） <ul style="list-style-type: none"> 令和2年1月31日付けで農林水産大臣の承認を受け、年度内に輸入したバターについて、20業務日以内に売渡しを完了
（3）緊急対策		
◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定） 【難易度：高】	◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定）	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの感染拡大に係る一連の畜産支援対策の一環としての生乳需給の改善等を図るための緊急対策及び令和2年7月豪雨や同年12月以降の大雪による畜舎の損壊等の被害を受けた生産者への支援対策について、国からの要請文受理後、18業務日以内に全ての事業実施要綱を制定
3 野菜関係業務		
（1）経営安定対策		
◇ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から11業務日以内）【重要度：高】	◇ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から11業務日以内）	<ul style="list-style-type: none"> 登録出荷団体等からの交付申請の受理後、全て11業務日以内に交付（1,787件） 新型コロナウイルスの感染拡大に対して、在宅勤務の推進及び感染症発生時の業務継続体制の強化を図るため、令和3年1月にリモートワークシステムを導入 登録出荷団体等からの交付申請書の受理後、全て21業務日以内に交付金等を交付（133件） 新型コロナウイルスの感染拡大で外食、インバウンド等の業務用需要が大きく減少する中で、契約取引の推進を図るため、令和3年2月にオンラインによる国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設するとともに、2月以降毎月オンライン商談会を開催
◇ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から21業務日以内）【重要度：高】	◇ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から21業務日以内）	

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の助成金の交付（交付申請受理日から11業務日以内）【重要度：高】 ◇ セーフティネット対策の適切な対応 ◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の助成金の交付（交付申請受理日から11業務日以内） ◇ セーフティネット対策の適切な対応 ◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県野菜価格安定法人からの交付申請書の受理後、全て11業務日以内に助成金を交付（886件） ・ 令和3年1月からの収入保険の新規加入者を対象とする野菜価格安定制度との同時利用の特例の開始に先立ち、農水省・団体等と緊密に連携し、現場が混乱しないよう、問合せ窓口の設置（問合せ件数100件以上）、Q&A集（約120問）の作成・配付、留意事項のホームページ掲載、Web説明会（鹿児島県、東京都、徳島県）の開催等により事業内容の周知 ・ 契約野菜収入確保モデル事業について、契約取引推進のため野菜流通カット協議セミナー（計3回）及び野菜事業担当者会議（書面代替開催）で事業内容を説明 ・ 同事業の公募に際しては、ホームページ、Facebook、情報誌、農業紙、農業法人協会情報提供サービス、生産者・実需者への個別情報提供など多様な手段で積極的な広報を行い、生産者から実需者まで幅広く事業内容を周知
（2）需給調整・価格安定対策		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急需給調整事業及び端境期等対策産地育成事業について、野菜事業担当者会議（書面代替開催）等において、事業内容、申請手続等を説明 ・ 新型コロナウイルスの感染拡大で業務用需要の減少と好天により主要野菜の価格が大幅に低落する中で、たまねぎやレタス等について、

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
		フードバンクへの提供や出荷後送りの緊急需給調整事業（8件）を実施 <ul style="list-style-type: none"> 野菜需給情報の発信強化のため、野菜総合情報データベース“ベジ探”のデザインのリニューアル及びコンテンツの拡充（やさいレポートの毎月発行や指定野菜産地・作柄情報の調査対象範囲の拡充）を行ったほか、野菜需給協議会メンバーに毎月及び事業発動時に情報を提供
4 特産（砂糖・でん粉）関係業務		
（1）経営安定対策		
◇ 甘味資源作物交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 甘味資源作物交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付）	<ul style="list-style-type: none"> 対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書の受理後、全て8業務日以内に交付（196件）
◇ 国内産糖交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 国内産糖交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付）	<ul style="list-style-type: none"> 対象国内産糖製造事業者からの交付申請書の受理後、全て18業務日以内に交付（174件）
◇ でん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ でん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付）	<ul style="list-style-type: none"> 対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書の受理後、全て8業務日以内に交付（72件）
◇ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付）	<ul style="list-style-type: none"> 対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請書の受理後、全て18業務日以内に交付（67件）
（2）需給調整・価格安定対策		
◇ 輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表）	◇ 輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表）	<ul style="list-style-type: none"> ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月15日

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
<p>◇ 輸入指定でん粉の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表）</p>	<p>◇ 輸入指定でん粉の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表）</p>	<p>までに公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年4月には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえて、多くの担当職員が出勤できず、業務システムの操作ができなくなった場合に備え、関係機関と協議の上、他法令証明を遅延することなく発行するスキームを構築するなど、業務の見直し等をいち早く実施 ・ ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月15日までに公表 ・ 令和2年4月には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえて、多くの担当職員が出勤できず、業務システムの操作ができなくなった場合に備え、関係機関と協議の上、他法令証明を遅延することなく発行するスキームを構築するなど、業務の見直し等をいち早く実施
5 情報収集提供業務		
<p>◇ 調査報告会等の開催（調査結果の普及と情報ニーズの把握）</p>	<p>◇ 調査報告会等の開催（調査結果の普及と情報ニーズの把握）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年3月に情報検討委員会を分野毎に開催し、令和2年度の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む令和3年度の計画について検討 ・ 重点テーマに即した農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報を提供 ・ 特に米国における食肉代替食品市場の現状に関するレポートについては、令和4年度から

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
		<p>使用される高等学校用教科書（1年生用：英語）で取り上げられることが決定し、新たな学習指導要領に対応したコンテンツを提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外情報については、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）への委託により北米及びEUにおける調査事業を実施してきたが、新たな調査拠点として豪州を追加するなど、海外情報収集提供業務を行う体制を強化 ・ 外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で対面での対応が制約される中、新たに導入した Web 会議などにより、調査成果の普及と情報ニーズを把握 ・ 調査報告会 : 3回 ・ 外部からの講演依頼 : 1回 ・ 新聞等での引用 : 1,491件 ・ 面談等による個別説明の要請 : 3件
<p>◇ 需給等関連情報の提供（需給関連情報は情報収集から8業務日、需給動向情報は情報収集の翌月までに公表）</p>	<p>◇ 需給等関連情報の提供（需給関連情報は情報収集から8業務日、需給動向情報は情報収集の翌月までに公表）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需給等関連情報 1,189 件の全てを情報収集から8業務日以内に公表 ・ 情報利用者等から 189 件の問合せがあり、情報を保有していた 169 件については、全て翌業務日以内に対応。情報を保有していなかった問合せ 20 件についても、2～14 日後までに対応
<p>◇ アンケート調査等の実施 ◇ 情報利用者の満足度を5段階中 4.0 以上の評価を得る</p>	<p>◇ アンケート調査等の実施 ◇ 情報利用者の満足度を5段階中 4.0 以上の評価を得る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての情報誌の読者を対象にアンケート調査を実施し、その集計結果は5段階評価で 4.2 の評価(回答 1,396 件)

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
◇ ホームページでの情報提供の充実等	◇ ホームページでの情報提供の充実等	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの感染拡大に関連した情報について、各国政府の対応など、需給に影響を与えるタイムリーな情報をホームページに掲載するとともに、情報誌に整理再掲載
6 TPP等政策大綱への対応		
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 業務運営の効率化による経費の削減		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 業務経費の削減（対前年度比1%減） ◇ 一般管理費の削減（対前年度比3%減） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 業務経費の削減（対前年度比1%減） ◇ 一般管理費の削減（対前年度比3%減） 	<ul style="list-style-type: none"> 業務経費（附帯事務費）予算額は、対前年度比の毎年度平均は1.0%を抑制 一般管理費（人件費等を除く。）予算額は、対前年度比の毎年度平均は3.0%を抑制
2 役職員の給与水準の検証		
3 調達合理化		
4 業務執行の改善		
◇ 業務執行の改善、第三者機関による点検・評価、点検・評価結果の業務運営への反映	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 業務の進行状況・実績の四半期毎に点検・評価 ◇ 平成30年度実績自己評価の第三者機関による点検・評価 ◇ 点検・評価結果の業務運営への反映 	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画を具体化するための工程表を年度初めに策定し、これに基づき四半期毎にヒアリングを実施（令和2年第1四半期は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止）。工程表の内容と実績を比較し、業務の進捗状況等の点検・評価を実施 令和2年6月に外部有識者からなる機構評価委員会を新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からWeb会議により開催し、令和元年度業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施 委員会において、委員からは、業務運営に反映すべき指摘は特になし
◇ 補助事業について、達成状況等の自己評価、第	◇ 補助事業の達成状況の自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 「補助事業に関する業務執行規程に係る評価

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
<p>三者機関による補助事業の審査・評価、必要に応じた業務の見直し</p>	<p>◇ 第三者機関による事業の審査・評価</p> <p>◇ 必要に応じた業務の見直し</p>	<p>細則」に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年7月に外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から Web 会議により開催し、事業の評価等を実施 ・ 委員からの指摘事項について、関係各部において必要な業務見直しを実施
5 機能的で効率的な組織体制の整備		
6 補助事業の効率化等		
<p>◇ 公募による事業実施主体の選定</p> <p>◇ 事業説明、現地確認調査等の実施</p>	<p>◇ 公募による事業実施主体の選定</p> <p>◇ 事業説明、現地確認調査等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算に係る畜産業振興事業（13事業）並びに令和2年度当初予算に係る野菜農業振興事業（2事業）について、事業実施主体の選定に当たっては公募を実施 ・ 畜産部門では、畜産業振興事業における新規1事業・拡充3事業について、事業実施主体に対する事業説明会（全4回）を実施。なお、継続事業についても同様の説明会（全19回）及び現地確認調査（全27回）を実施 ・ 野菜部門では、野菜農業振興事業における拡充事業（1事業）及び継続事業（2事業）について、事業実施主体に対する説明会等（14回）及び現地確認調査（3回）を実施
<p>◇ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択</p>	<p>◇ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産業振興事業における施設整備事業について、それぞれ評価基準を満たしていたものを採択（費用対効果分析 採択なし、コスト分析126件）

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
◇ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から10業務日以内）	◇ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から10業務日以内）	・ 事業の要領及び実施計画の承認並びに補助金の交付決定について、事業実施主体からの申請後、1件（畜産分野）を除き10業務日以内で実施（畜産分野1,075件、野菜分野379件、計1,454件）
7 ICTの活用による業務の効率化		
◇ TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進	◇ TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、既存PCの設定変更等でテレワーク専用PCを導入する等により、テレワーク推進のために必要なインフラを急遽整備 ・ テレワーク実施方針検討委員会を設置し、基本的な推進方針を策定。各システムのリモート化やUSB型シンクライアント機器やWeb会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施
8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制		
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
1 財務運営の適正化		
2 資金の管理及び運用		
第4 短期借入金の限度額		
1 運営費交付金の受入遅延等による資金不足となる場合の資金短期借入金の限度額は単年度4億円とする		
2 国内産糖価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度800億円とする		
3 でん粉価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度120億円とする		
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
1 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付		
2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付		
第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
第7 余剰金の使途		

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1 ガバナンスの強化		
◇ 内部統制の充実・強化	◇ 内部統制委員会の開催 ◇ 役員会の開催 ◇ 幹部会の開催 ◇ 内部監査の実施 ◇ リスク管理の取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年7月に内部統制委員会を開催し、令和元年度のモニタリング結果等の点検及び平成30年度に策定した「内部統制に関する改善方針」に係る具体化方策の実施状況の点検を実施 ・ 令和元年度に改訂した行動憲章について、その趣旨・内容の浸透・定着を促し、日々の行動として実施されることを期して担当理事の説明動画、資料をイントラネットに掲載 ・ 財務諸表の承認申請等の重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を開催（13回） ・ 原則毎週、役員をメンバーとする幹部会を開催し、組織として取り組むべき課題の把握・共有等を行い、その内容について職員に周知 ・ 令和2年7月にテレワーク実施方針検討委員会（委員長：理事長）を新たに設置し、テレワークの推進体制を整えるとともに、各種会議のWeb方式による開催や感染リスク低減のために衛生対策を徹底 ・ 年度計画に基づき、対象とした4部の所掌業務、法人文書の管理、個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の実施状況について、内部監査を実施 ・ 令和2年10月にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
<p>◇ コンプライアンスの推進</p>	<p>◇ 個人情報保護対策の実施</p> <p>◇ コンプライアンスの推進</p>	<p>て審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理の形骸化防止のため、令和3年2月～3月に管理職等を対象とした外部講師による研修会を動画視聴方式で実施 ・ 個人情報保護制度の運用に関する研修会(総務省)に職員1名を参加させ、また、地方事務所において派遣職員を対象に指導を実施 ・ 令和2年12月にコンプライアンスに関する認識度調査を実施して、セルフチェックを行い、個人情報の漏えい防止のための対応が概ね適切に行われていることを確認 ・ 令和3年2月に個人情報保護管理担当者(各課長)を対象に個人情報の取扱いに関する自己点検を実施 ・ コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の周知、研修及び認識度調査、「コンプライアンス推進週間」(7月、11月)における各種取組を実施 ・ 令和3年3月にコンプライアンス委員会を開催し、令和2年度のコンプライアンス推進実績等を報告。また、令和3年度の推進計画について審議の上、策定
<p>2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p>		
<p>3 情報公開の推進</p>		
<p>◇ 情報開示及び照会事項への対応(原則翌営業日以内に対応)</p> <p>◇ 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進(翌年度9月末までに公表)</p>	<p>◇ 情報開示及び照会事項への対応(原則翌営業日以内に対応)</p> <p>◇ 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進(翌年度9月末までに公表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供した事項に対する照会については全て翌営業日以内に対応(2件) ・ 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 生産者等への資金に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表） ◇ 徴収した輸入指定糖等の調整金総額の公表（四半期毎に四半期終了月の翌月末までに公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 生産者等への資金に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表） ◇ 徴収した輸入指定糖等の調整金総額の公表（四半期毎に四半期終了月の翌月末までに公表） 	<ul style="list-style-type: none"> を令和2年9月末までにホームページで公表 ・ 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を令和2年9月末までにホームページで公表 ・ 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び交付金の事業別、地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページで公表 ・ 基金管理基準に基づき、対象基金の名称、基金額等の基本的事項等を令和2年11月にホームページで公表
4 消費者等への広報		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 消費者等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ホームページの「消費者コーナー」の充実等による消費者等への分かりやすい情報提供の推進 ◇ 消費者等との意見交換会等を通じた農産物や機構業務に関する消費者等の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度のアンケート結果を踏まえ、機構業務の役割や必要性を紹介したコンテンツをアニメーション化して動画で配信 ・ 料理レシピについて閲覧者が検索しやすいように料理を種類別に整理するなど構成の見直しを実施 ・ 機構の認知度の向上や農畜産業、機構業務への理解を深めるため、Facebookにより情報を発信 ・ 外食企業が取り組む国産加工・業務用野菜の生産・供給体制等や機構が実施する「加工・業務用野菜支援の取組」について、消費者等の理解促進を図るため Web 会議により意見交換を実施 ・ alic セミナーの開催（4回）、広報誌の発行（4

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
◇ ホームページの機能強化	◇ ホームページの機能強化	回)等を通じて、消費者等への情報提供を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ利用者の属性や関心事項を把握するため、アンケートページ作成機能をホームページに導入 ・ 情報発信の強化を図るため、「消費者コーナー」(ムービーコーナー)に動画共有サイト(YouTube)を新たに開設し、畜産関係補助事業の公募に係る事業実施主体への事業説明に利用するなど、機構業務全般の情報発信に活用 ・ 農畜産業及びその関連産業の発展に資するための関連事業者等への広告掲載機会の提供について、ホームページのバナーに加え、新たに情報誌のメールマガジンを対象に追加
5 情報セキュリティ対策の向上		
◇ 情報セキュリティ対策の改善	◇ 情報セキュリティ対策の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき以下の取組を実施 <ol style="list-style-type: none"> ①外部講師による情報セキュリティ研修会及び標的型メール訓練を実施 ②メールセキュリティ対策サービスの導入や機密性のある情報を保存する電磁的記録媒体のデータ抹消及び物理的破壊の要件の厳格化 ③農水省情報セキュリティ関係下位規程の改正等を踏まえ、内部規程の一部を改正 等 ・ テレワーク推進のために必要なインフラ環境の整備について、情報セキュリティ対策を万全に講じた上で実施

中期計画の概要	令和2年度計画の概要	令和2年度の業務実績の概要
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ委員会での審議を経て、令和3年度情報セキュリティ対策推進計画を策定
6 施設及び設備に関する計画		
7 積立金の処分に関する事項		
8 長期借入れを行う場合の留意事項		

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

A L I Cの主務大臣は、独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「機構法」という。）に基づき、農林水産大臣となっております。

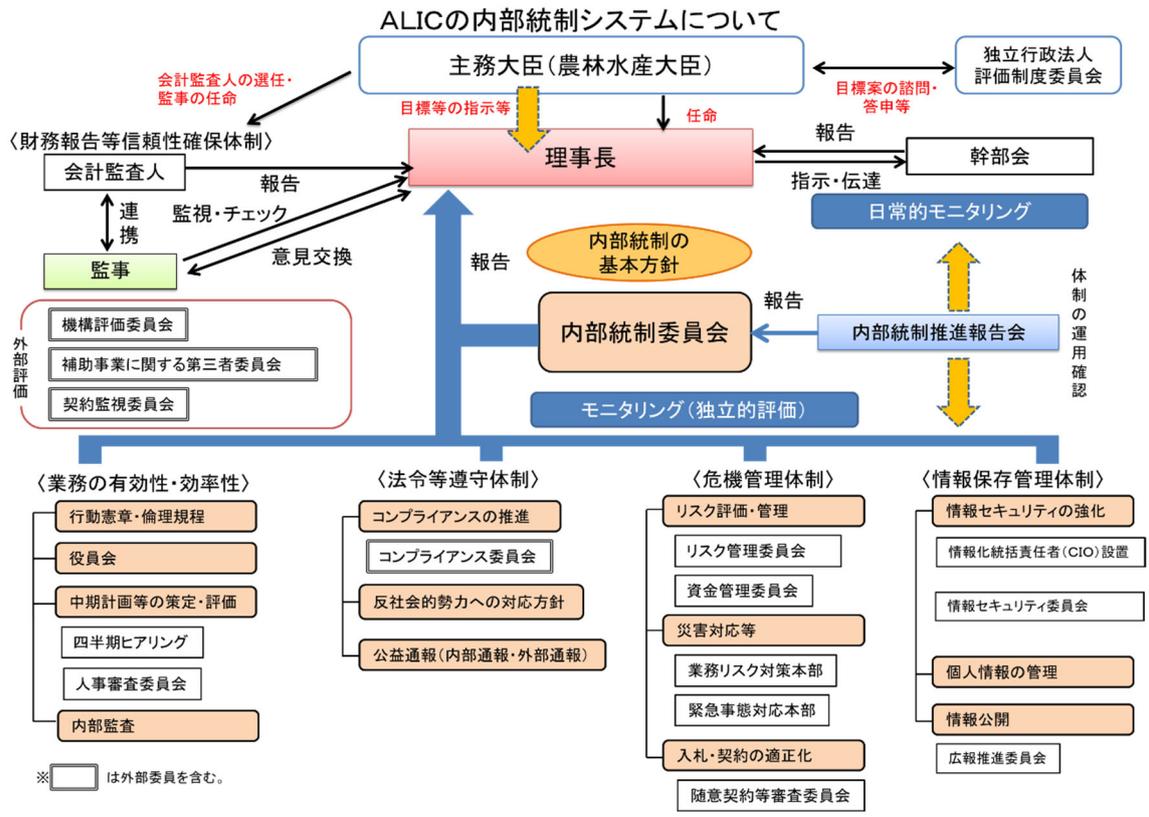
② ガバナンス体制図

平成 26 年の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の一部改正等を踏まえ、業務方法書の一部改正を行い、これに基づき平成 27 年に内部統制に関する基本方針を制定しました。同方針では、役職員の職務の執行を関係法令に適合させるなど A L I Cの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を、次図のとおり整備しています。

この内部統制システムによるガバナンスとして、内部統制の推進を図るための体制を整備し、内部統制の有効性を監視するために業務管理や業務改善等の通常の業務に組み込まれて行われる日常的モニタリングに加え、後述の委員会等における推進状況の点検及び検討等を行うため内部統制委員会を設置するとともに、①業務の有効性及び効率性の確保、②法令等の順守、③危機管理、④情報保存管理を軸に体制を整備し、それぞれに設置した委員会等によりモニタリング（独立的評価）を行っています。

また、内部統制の有効性のチェックのため、通則法に基づく監事及び会計監査人の監査に服するとともに、A L I C独自の対応として、毎年の事業の実績や補助事業の執行、契約の実施状況について、外部の有識者に評価・点検を受けるための仕組みを設けることで、業務の遂行に際してのPDCA サイクルの徹底を図っています。

内部統制システムの整備に関する事項の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。 <https://www.alic.go.jp/disclosure/about-alic.html>



(2) 役員等の状況

① 役員等の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和3年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	さとう かずお 佐藤 一雄	平成30年4月1日 ～ 令和5年3月31日		昭和56年4月 農林水産省入省 平成27年8月 水産庁長官 平成29年7月 農林水産省退職
副理事長	しょうじ たくや 庄司 卓也	令和元年10月1日 ～ 令和5年9月30日	機構業務の全般・業務監査室(コンプライアンスの推進を除く。)担当	昭和62年12月 蚕糸砂糖類価格安定事業団採用 平成29年4月 農畜産業振興機構参与(特産調整部) 平成29年9月 農畜産業振興機構退職 平成29年10月 農畜産業振興機構総括理事
総括理事	せじま ひろこ 瀬島 浩子	令和元年10月1日 ～ 令和3年9月30日	地方事務所関係業務の総括・総務部・経理部・企画調整部・コンプライアンスの推進担当	昭和59年4月 畜産振興事業団採用 平成31年4月 農畜産業振興機構参与(調査情報部) 令和元年9月 農畜産業振興機構退職

総括理事	わたなべ ゆういちろう 渡辺 裕一郎	平成 29 年 10 月 1 日 ～ 令和 3 年 9 月 30 日	畜産関係業務の総括・酪農乳業部担当	昭和 62 年 4 月 農林水産省入省 平成 28 年 6 月 農林水産省大臣官房参事官(国際) 平成 29 年 9 月 農林水産省退職(役員出向)
理事	ふじわら ただし 藤原 直	令和元年 10 月 1 日 ～ 令和 3 年 9 月 30 日	調査情報部担当	昭和 59 年 4 月 外務省入省 平成 27 年 11 月 在クウェート日本国大使館公使 令和元年 9 月 外務省退職(役員出向)
理事	どひ としひこ 土肥 俊彦	平成 29 年 10 月 1 日 ～ 令和 3 年 9 月 30 日	畜産経営対策部・畜産振興部担当	昭和 58 年 4 月 畜産振興事業団採用 平成 29 年 4 月 農畜産業振興機構参与(畜産経営対策部) 平成 29 年 9 月 農畜産業振興機構退職
理事	のづやま よしはる 野津山 喜晴	令和元年 10 月 1 日 ～ 令和 3 年 9 月 30 日	野菜業務部・野菜振興部担当	昭和 62 年 4 月 農林水産省入省 令和元年 9 月 農林水産省大臣官房付 令和元年 9 月 農林水産省退職(役員出向)
理事	さかもと おさむ 坂本 修	令和元年 10 月 1 日 ～ 令和 3 年 9 月 30 日	特産調整部・特産業務部担当	昭和 63 年 4 月 農林水産省入省 令和元年 7 月 農林水産省大臣官房付 令和元年 9 月 農林水産省退職(役員出向)
監事 (常勤)	こぼし みつひさ 小星 光久	平成 30 年 6 月 26 日 ～ 令和 4 年度財務諸表の 農林水産大臣承認日		平成 29 年 7 月 住友商事(株)金属業務部参事 平成 30 年 6 月 住友商事(株)退職
監事 (常勤)	やじま あきひろ 矢島 章弘	平成 30 年 6 月 26 日 ～ 令和 4 年度財務諸表の 農林水産大臣承認日		平成 27 年 7 月 UNITEDFOODSINTERNATIONAL (株)常務取締役 平成 30 年 3 月 UNITEDFOODSINTERNATIONAL (株)退職

② 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(3) 職員の状況

令和 2 年度末の常勤職員数は 238 人(前期末比同)であり、平均年齢は 41.9 歳(前期末 41.5 歳)となっています。このうち、国からの出向者は 16 人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
該当ありません。
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当ありません。
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当ありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	30,555	—	—	30,555
資本金合計	30,555	—	—	30,555

令和2年度末の資本金（政府出資金）は30,555百万円であり、その内訳は畜産勘定29,965百万円、野菜勘定261百万円、肉用子牛勘定329百万円となっています。

② 目的積立金等の状況

令和2年度は、目的積立金の申請を行っていません。

積立金の取崩状況については、事業の財源に充当するため補給金等勘定において8,216百万円、でん粉勘定において619百万円、前中期目標期間繰越積立金を取り崩しています。

補給金等勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に規定する加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付業務及び指定乳製品の価格の安定に関する措置の業務に充てるため、平成30年6月29日付けで主務大臣から承認を受けて行ったものです。

また、でん粉勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた独立行政法人農畜産業振興機構法第10条第5号へに規定する業務に充てるため、平成30年6月29日付けで主務大臣から承認を受けて行ったものです。

(6) 財源の状況

① 財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他）

令和2年度の法人単位の収入決算額は280,238百万円で、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率
運営費交付金	2,653	0.9%
国庫補助金	11,524	4.1%
その他の政府交付金	93,316	33.3%
業務収入	69,613	24.8%
その他の収入（運用収入 他）	103,133	36.8%
合計	280,238	100%

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

② 自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、業務収入、その他の収入があります。

収入全体の約2割を占める業務収入の内訳は、輸入乳製品売渡収入16,957百万円、指定糖調整金・加糖調製品調整金収入43,446百万円、でん粉価格調整事業収入9,209百万円となっております。

輸入乳製品売渡収入は、WTO協定に基づき、国家貿易機関としての国際約束数量(カレント・アクセス)の指定乳製品等の輸入・売渡しと国内需給に応じた指定乳製品等の追加輸入・売渡しを行うことにより得られるものです。

また、輸入指定糖・加糖調製品調整金収入は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき輸入される指定糖、異性化糖、加糖調製品の買入れ・売渡し、でん粉価格調整事業収入は、同法に基づき輸入されるコーンスターチ用とうもろこしの買入れ・売渡しを行うことにより得られるものです。

また、その他の収入は、運用収入516百万円のほか、畜産勘定、野菜勘定における資金より受入52,394百万円、砂糖勘定における借入金28,685百万円などとなっております。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

業務における環境配慮については「独立行政法人農畜産業振興機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画(平成28年度～令和12年度)」を策定し、毎年度、環境物品等の調達を推進するほか、電気使用量やコピー用紙等の使用量の削減に努めております。また、環境配慮の一環として、政府の決定に基づく「クールビズ」の励行をはじめとして「夏季及び冬季の省エネルギーの取組」に協力するとともに、ワークライフバランスの観点からも定時退勤の促進等に取り組んでいます。

この他、社会貢献活動の推進については、女性活躍推進法に基づく管理職への女性の積極的な登用や障害者雇用促進法に基づく障害者雇用、「国民安全の日」における安全

確保の取組、国土緑化運動の推進のための「緑の募金運動」への協力や農畜産業の振興に寄与する行事への後援等を行っています。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

A L I Cにおけるリスク管理については、独立行政法人農畜産業振興機構リスク管理規程及びリスク管理の手引き等を整備するとともに、リスク管理委員会を設置し、その推進を図ることとしています。リスク管理委員会を中心とした体制の下、各部署において、その実施する業務について、あらかじめリスクとなりうる項目を列挙してモニタリングし、定期的な点検と年間の取組実績の評価・改善を行うことにより、P D C Aサイクルに基づくリスク管理を行っています。特に、列挙したリスクとなりうる項目のうち、それが顕在化した場合に重大な影響が懸念される業務システムの停止や個人情報流出等については、最重要リスクとして位置付けた上で、重点的に発生防止に努めているところです。

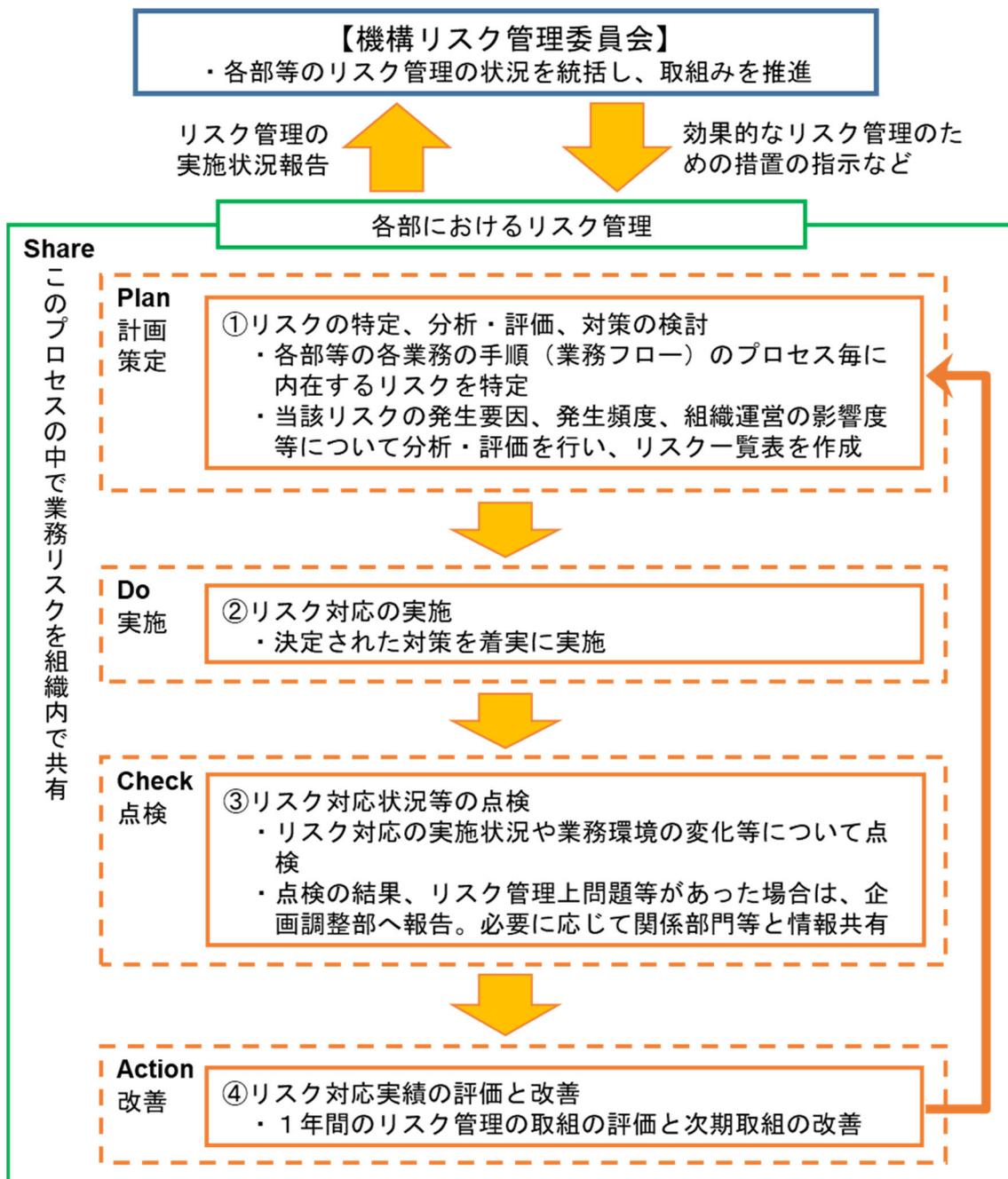
令和2年度では、こうしたリスク管理の形骸化を防止するため、各部主管課長等によるリスク管理に関する意見交換を実施するとともに、リスク管理の視野を広げることが目的とし、外部の一般的なリスクや事例などを学ぶ管理職向け研修会や若手職員を対象とした研修会を実施することにより、職員に対する問題意識の涵養を図っています。

(参考) 図2 リスクマネジメントのプロセス図

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、感染リスクの低減と業務継続の両立が課題となったため、テレワークの定着・推進に向けて、令和2年7月に設置したテレワーク実施方針検討委員会(委員長:理事長)において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化等のインフラ整備、業務・労務関係の見直しなど各取組を着実に実施しています。

○リスクマネジメントのプロセス



9 業務の適正な評価の前提情報

A L I Cの事業についての理解に資するため、セグメント毎の主な事業のスキームを示します。

(1) 畜産（肉畜・食肉等）関係

○肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)

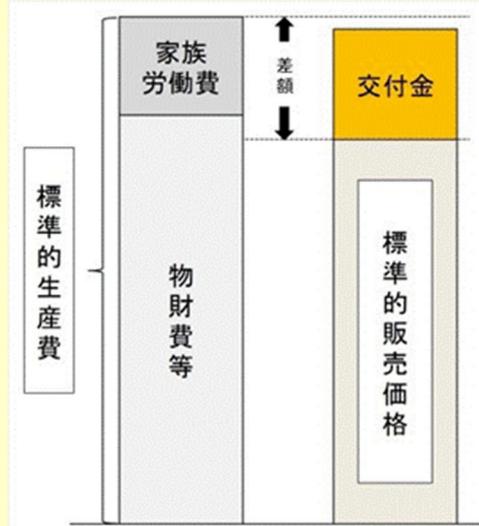
■制度の目的

牛マルキンは、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

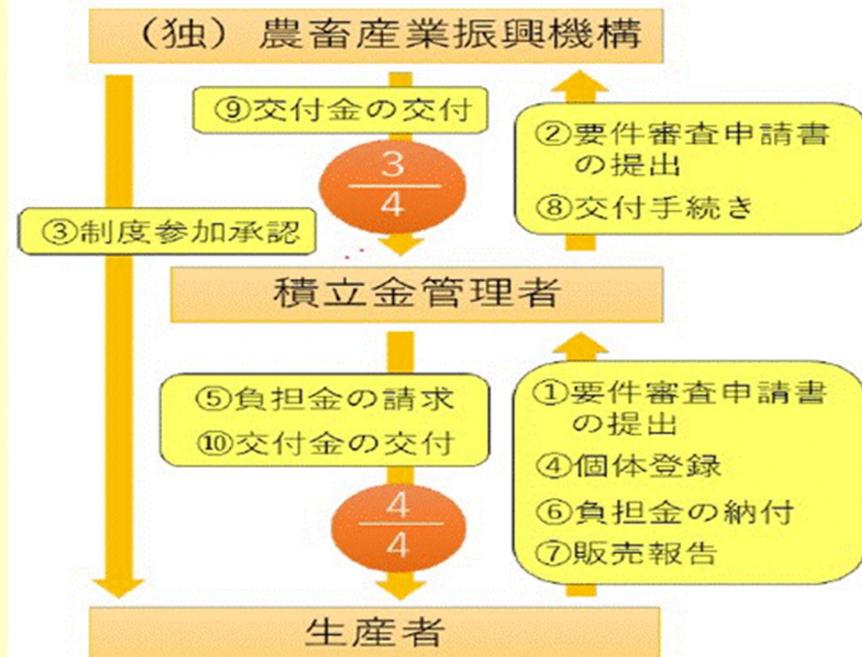
■制度の仕組み

月毎に標準的販売価格(粗収益)と標準的生産費(生産コスト)を算出し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉用牛の生産者が積立金管理者又は機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額(国費)は、「交付金として支う額」として、機構が支払います。



■事業の流れ



【令和2年度交付実績：61,892百万円】

○肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン)

■制度の目的

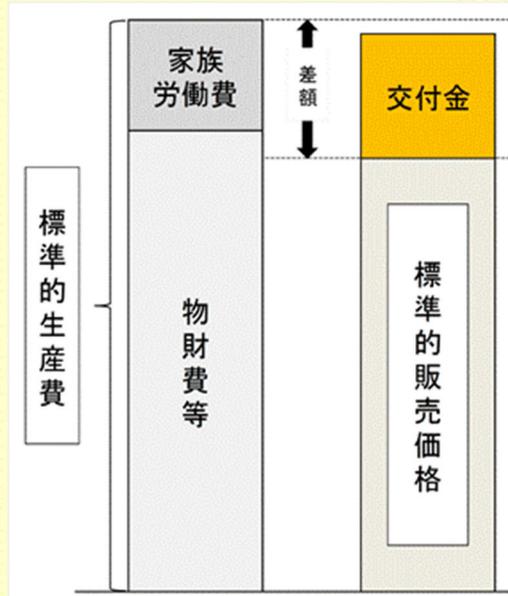
豚マルキンは、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

■制度の仕組み

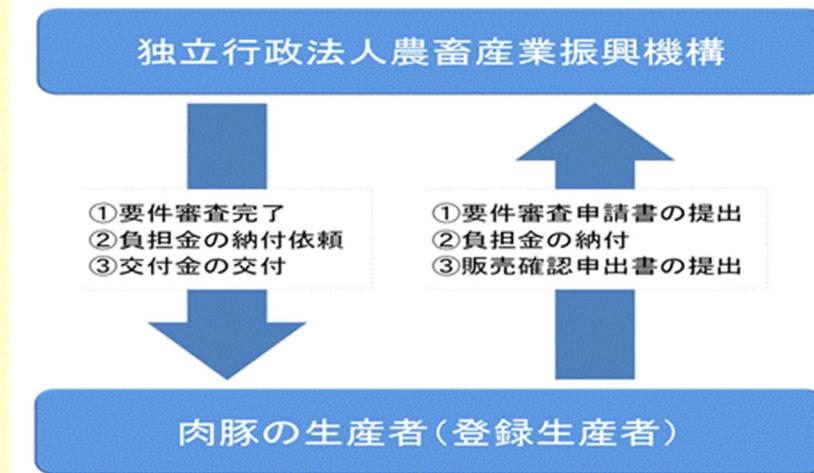
四半期毎に標準的販売価格(相収益)と標準的生産費(生産コスト)を算出(注)し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉豚の生産者が機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額(国費)は、「交付金として支払う額」として、機構が支払います。

(注) 四半期終了時に算出し、当該四半期に交付金の交付がなかった場合には、当該年度内において次の四半期に通算して算出します。



■事業の流れ



【令和2年度交付実績：0円】

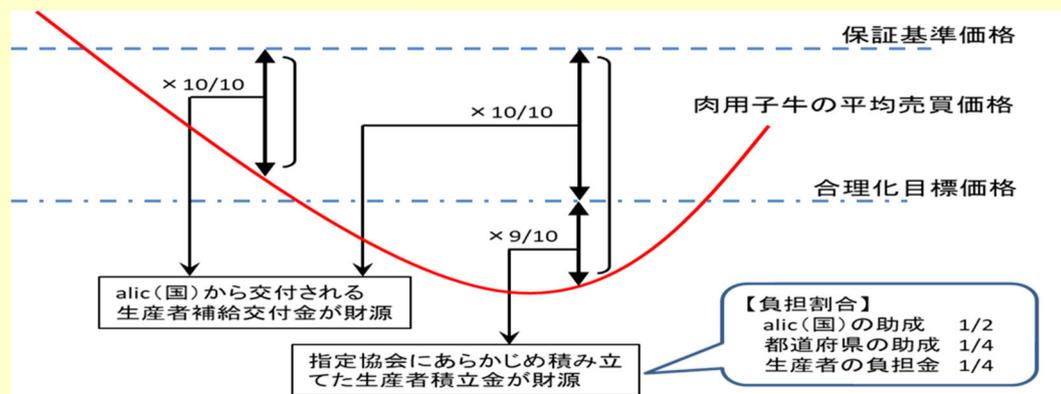
○肉用子牛生産者補給金制度

■制度の目的

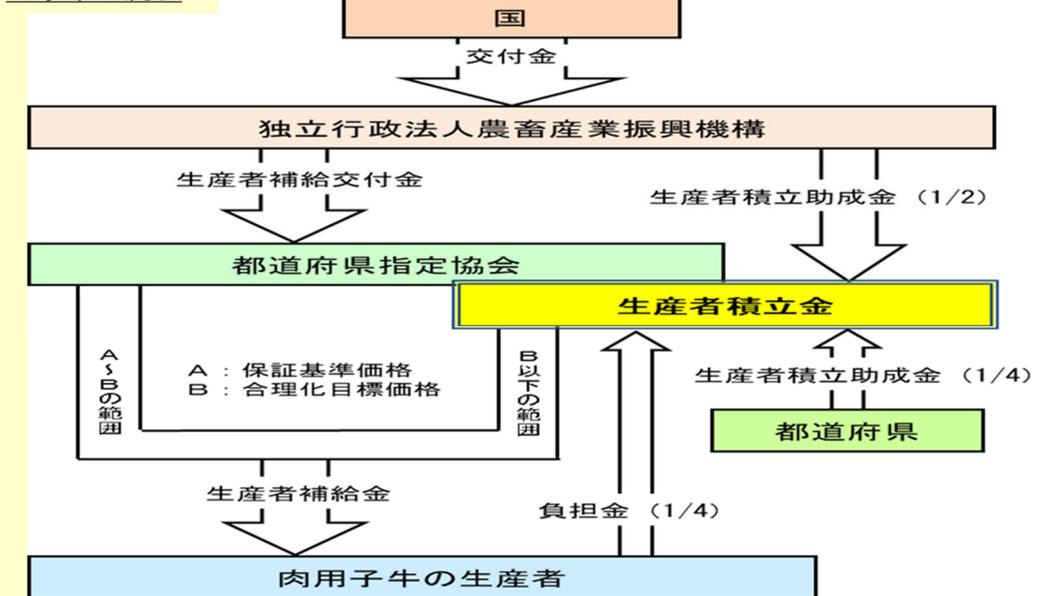
肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としています。

■制度の仕組み

生産者補給金は、肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期毎)が農林水産大臣が毎年度決定する保証基準価格を下回った場合に交付されます。具体的には、四半期毎に農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、その期間中に肉用子牛を販売、または、自家保留していれば、生産者補給金が交付されます。



■事業の流れ



【令和2年度交付実績：1,155百万円】

○畜産業振興事業(肉畜・食肉等)

■事業の概要

肉畜生産農家の経営安定対策を補完するための取組みの支援を実施するとともに、口蹄疫など重大な家畜疾病や肉畜・食肉等をめぐる情勢変化などに伴う影響を緩和するため、肉畜・食肉等関係者に対する緊急的な支援を畜産業振興事業を通じて実施しています。

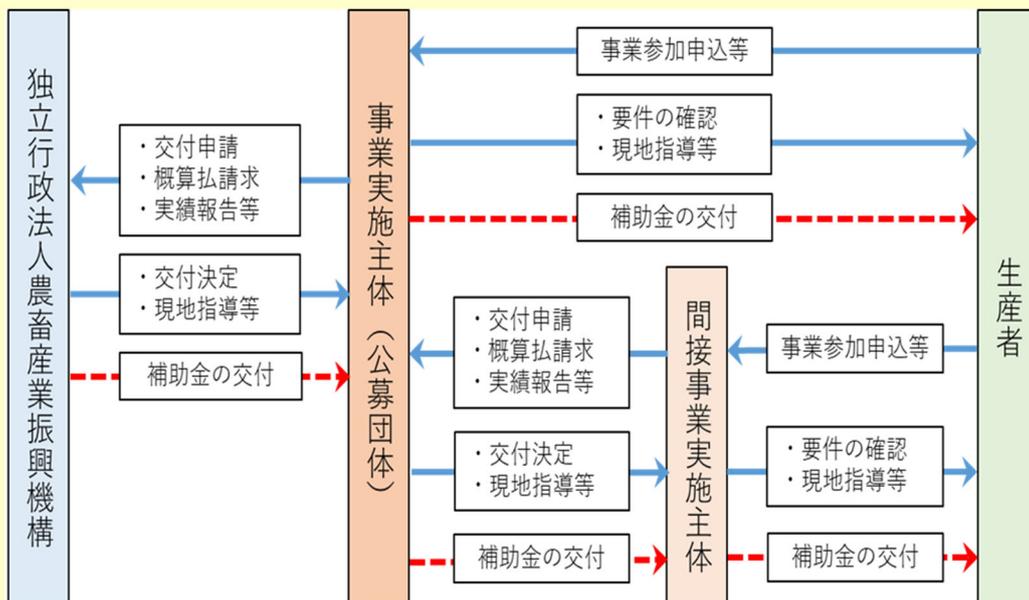
【補完対策】

- 肉用牛繁殖経営の生産基盤強化
- 産地食肉センターのコスト低減・衛生管理の高度化などのための設備の改善
- 食肉卸売市場の公正な価格形成のための機能強化

【緊急対策】

- CSF(豚熱)の発生に伴う野生イノシシへの経口ワクチン散布等への支援
- 令和2年7月豪雨、令和2年から3年までの冬期の大雪、令和3年福島県沖を震源とする地震などでは、被災農家に対し、損壊した施設、機械の補改修、代替家畜の導入などの支援
- 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた牛肉の保管等への支援 等

■事業の流れ(例)



※事業の流れは、事業により異なります。

【令和2年度交付実績：37,256百万円】

○畜産業振興事業(酪農・乳業)

■事業の概要

酪農家の経営安定対策を補完するための取組みの支援を実施するとともに、酪農・乳業などをめぐる情勢変化などに伴う影響を緩和するため、酪農・乳業関係者に対する緊急的な支援を畜産業振興事業を通じて実施しています。

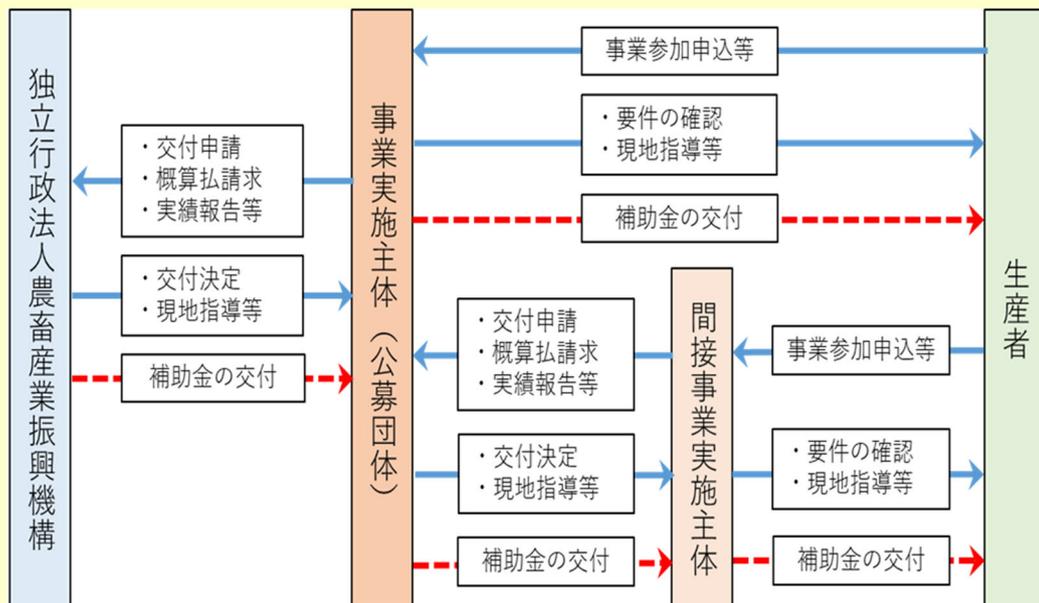
【補完対策】

- 酪農家の労働負担を軽減するため、搾乳などの作業を代行する酪農ヘルパーの利用による経営安定化などの取組みの支援
- 加工原料乳の価格が下落した場合の酪農経営への影響緩和のための支援 等

【緊急対策】

- 令和2年7月豪雨、令和2年から3年までの冬期の大雪、令和3年福島県沖を震源とする地震などでは、被災農家に対し、損壊した施設、機械の補改修、代替家畜の導入などの支援
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のために実施された休校措置による学校給食用牛乳の供給停止に伴う生乳需給への影響を緩和の影響を軽減させるための支援 等

■事業の流れ(例)



※事業の流れは、事業により異なります。

【令和2年度交付実績：16,878百万円】

(3) 野菜関係

○指定野菜価格安定対策事業

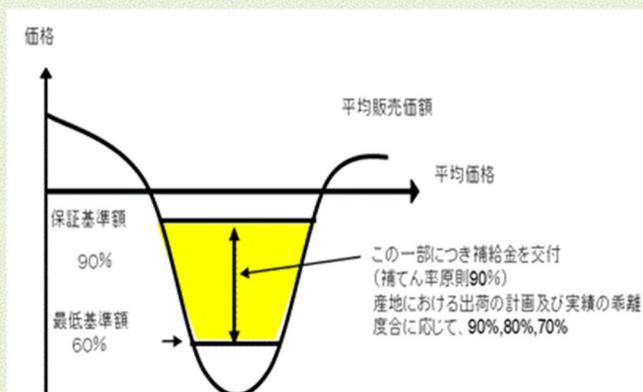
■事業の目的

指定産地内の指定野菜(14品目)の価格が著しく低落した場合に、生産者補給交付金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図ることを目的としています。

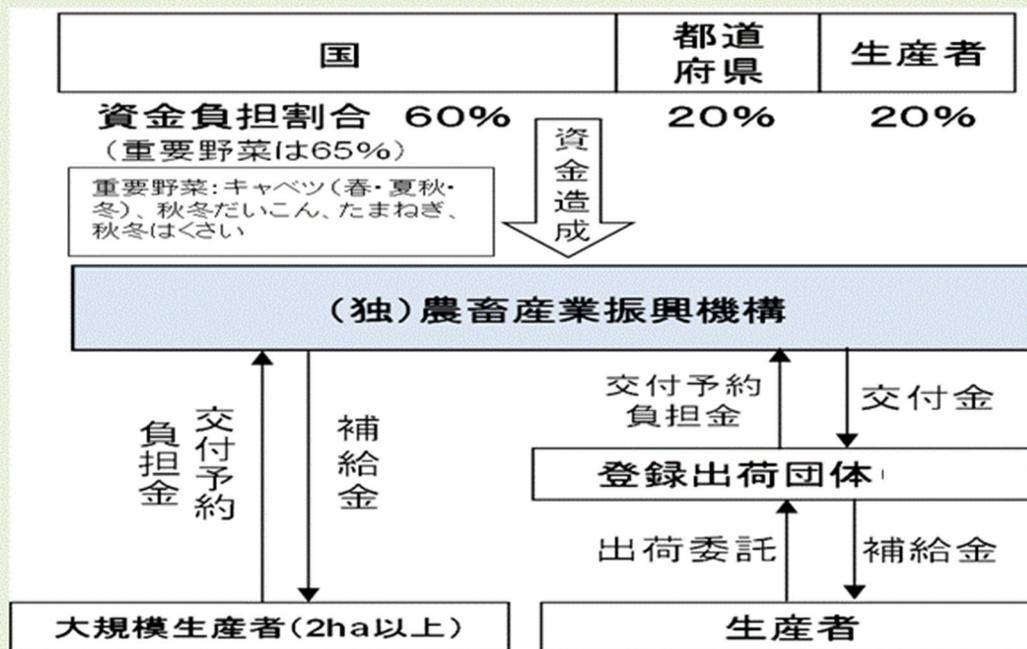
■事業の仕組み

国、都道府県、生産者がそれぞれ6:2:2の割合で(独)農畜産業振興機構に資金を造成し、野菜の販売価格が平均価格の90%を下回ると造成資金から補給金を交付することにより農家経営を直接支援しています。

平成23年度制度改正により、都道府県及び生産者は品目ごとの負担率(100%、70%、50%)を設定し、負担を軽減を図っています。



■事業の流れ



【令和2年度交付実績：18,759百万円】

○特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

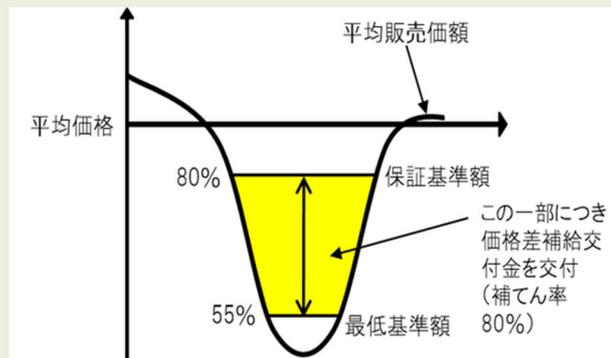
■事業の目的

指定野菜以外の野菜のうち、国民消費生活上及び地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる野菜として位置付けられる特定野菜(35品目)等の価格が著しく低落した場合に、価格差補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図ることを目的としています。

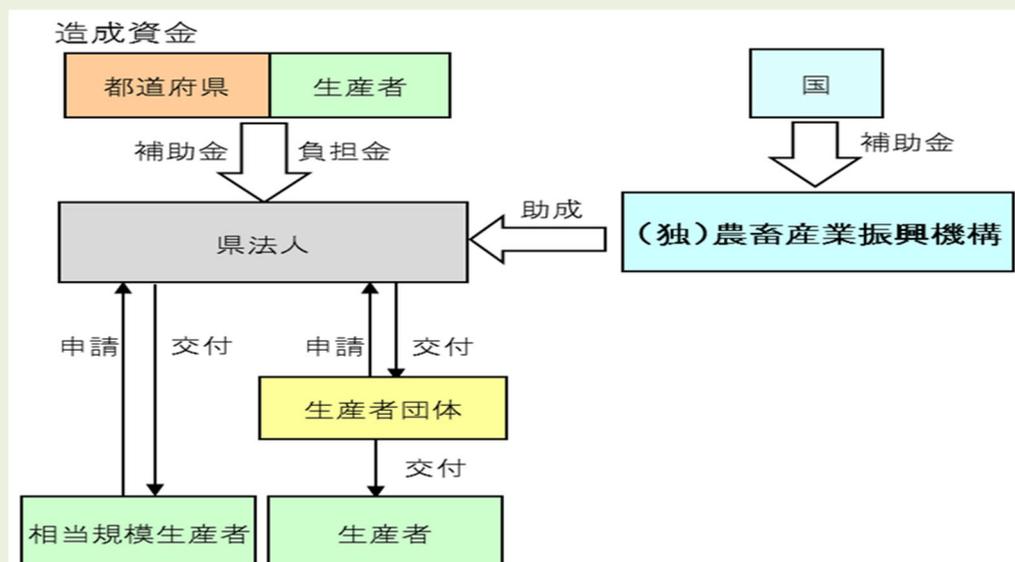
■事業の仕組み

都道府県(1/3)と生産者(1/3)が県法人に資金を造成し、国は、野菜の販売価格が平均価格の80%を下回ると造成資金から補給金を交付する際に、ALICに造成された資金により補助(1/3)することにより、農家経営を直接支援しています。

平成23年度及び26年度制度改正により、輸入野菜と競合する重要な4品目(アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリー)について、生産者の負担の軽減を図っています(国:1/2)。



■事業の流れ



【令和2年度交付実績：610百万円】

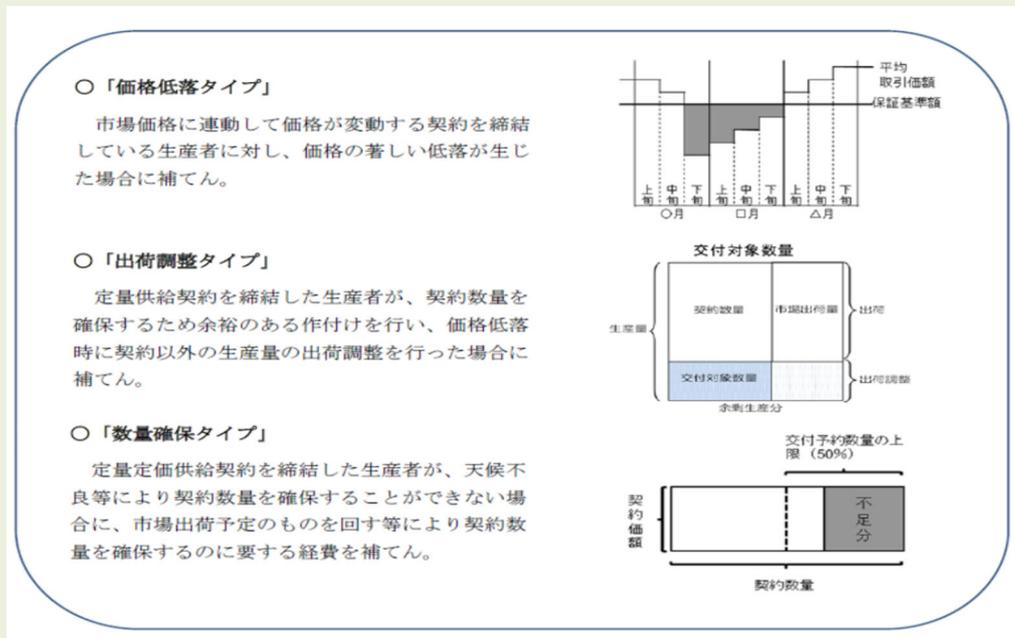
○契約指定野菜安定供給事業

■事業の目的

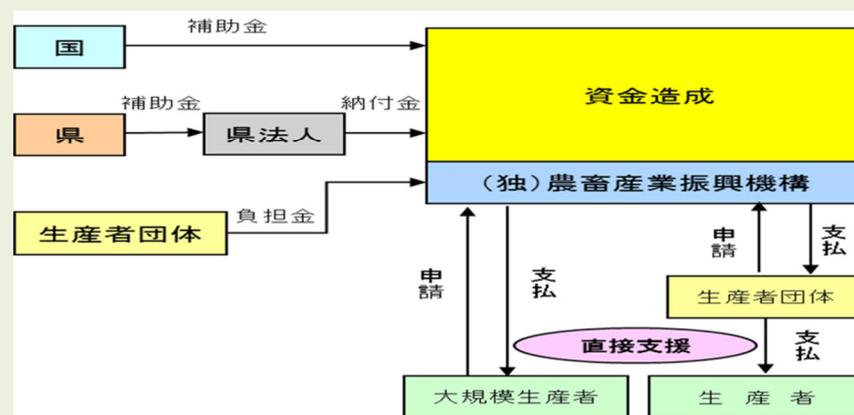
加工・業務用野菜を中心に市場を経由しない直接取引が増加していることから、平成14年の野菜法改正により契約取引についても生産者が負うリスク(価格下落、不作、過剰生産)を軽減することを目的としています。

■事業の仕組み

国(50%)、都道府県(25%)、生産者(25%)の支出によりALICに資金を造成価格低落等の際に補てんし、農家経営を直接支援しています。



■事業の流れ



【令和2年度交付実績：175百万円】

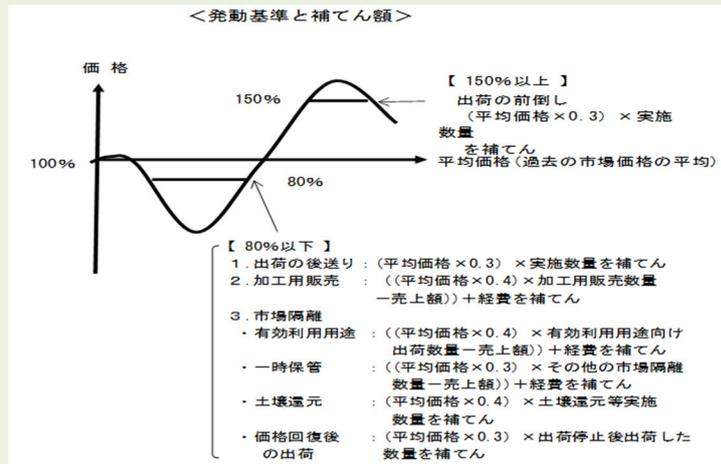
○需給調整・価格安定対策

■制度の目的

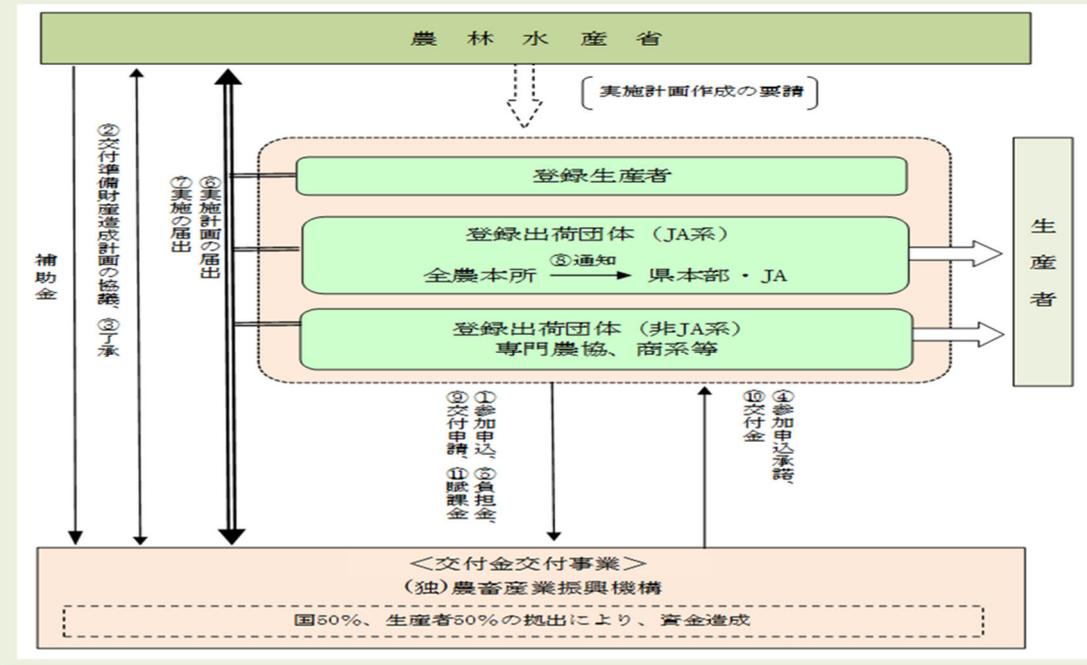
野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は露地で栽培されることから天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいこと、また、流通量も多いことから、これらの価格と供給の安定を図ることは、国民消費生活上も極めて重要であるので、国が緊急需給調整対策を実施することとしています。

■事業の仕組み

価格低落時には、生産者側の発意により、生産者も1/2を拠出した資金を用いて、出荷の後送り、加工用販売、フードバンクへの提供、一時保管、土壌還元等を実施し、価格高騰時には、供給の安定に向けた要請を関係者に行うほか、出荷の前倒しを実施しています。



■事業の流れ



【令和2年度交付実績：402百万円】

(4) 特産関係 (砂糖・でん粉)

○砂糖価格調整制度

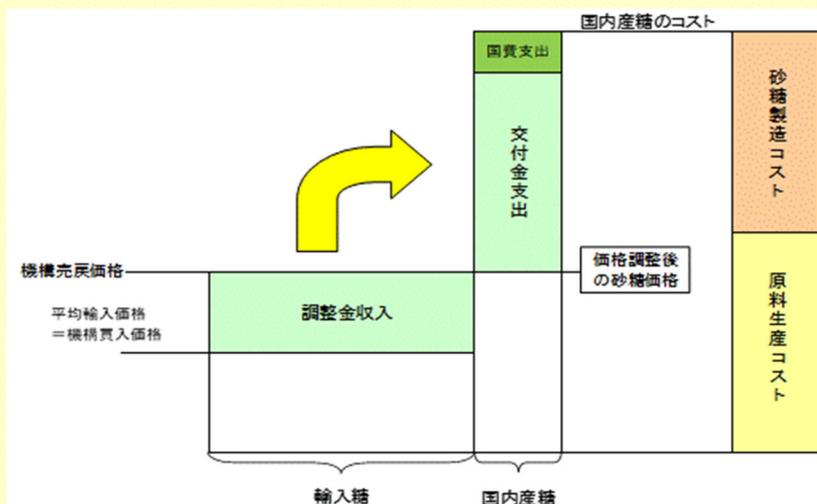
■制度の目的

砂糖価格調整制度は、価格の安い輸入糖から調整金を徴収するとともに、砂糖との価格差が存在する異性化糖や輸入加糖調製品との価格調整を行うために、これらの物品からも調整金を徴収し、それを財源として、さとうきびの生産者やてん菜糖、甘ん糖の国内産糖製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図り、国内産糖の安定的な供給の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的としています。

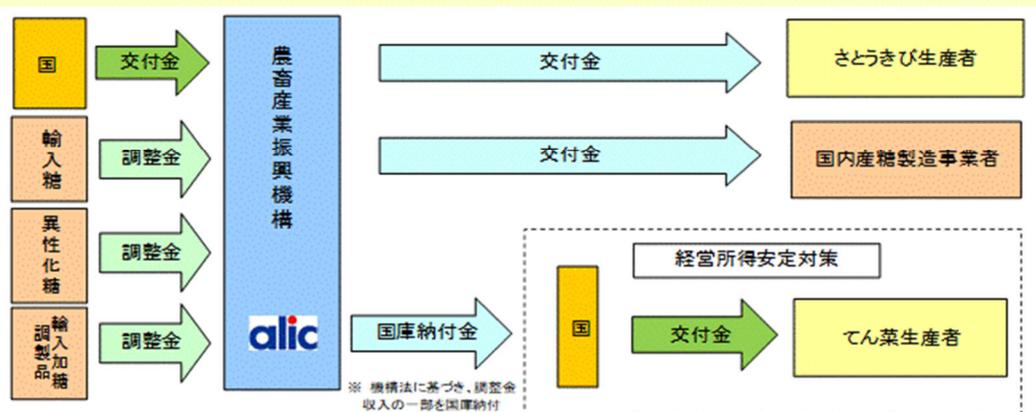
■制度の仕組み

輸入糖と国内産糖との内外コスト格差を是正するため、①輸入糖等から調整金を徴収するとともに、②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。

原料作物の取引価格(販売価格のうち、生産者の取り分)は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式(収入分配方式)により形成されています。



■事業の流れ



【令和2年度交付実績：62,189百万円】

○でん粉価格調整制度

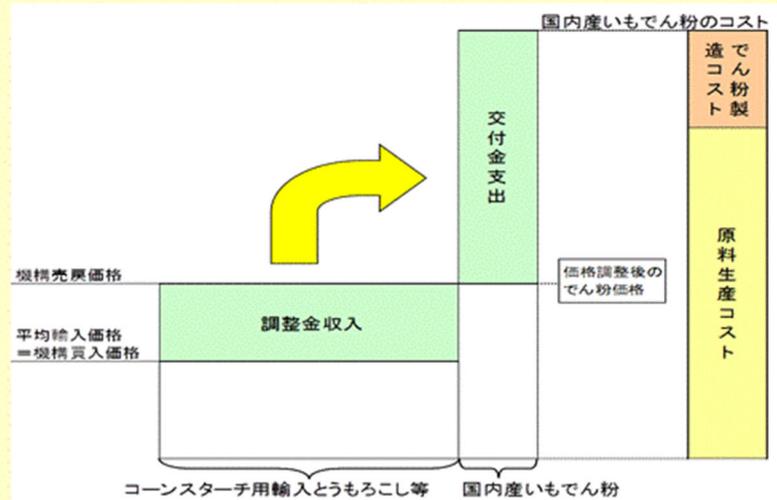
■制度の目的

でん粉価格調整制度は、価格の安いコーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収し、それを財源として、でん粉原料用かんしょ生産者や国内産いもでん粉製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図り、国内産いもでん粉の安定的な供給の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的としています。

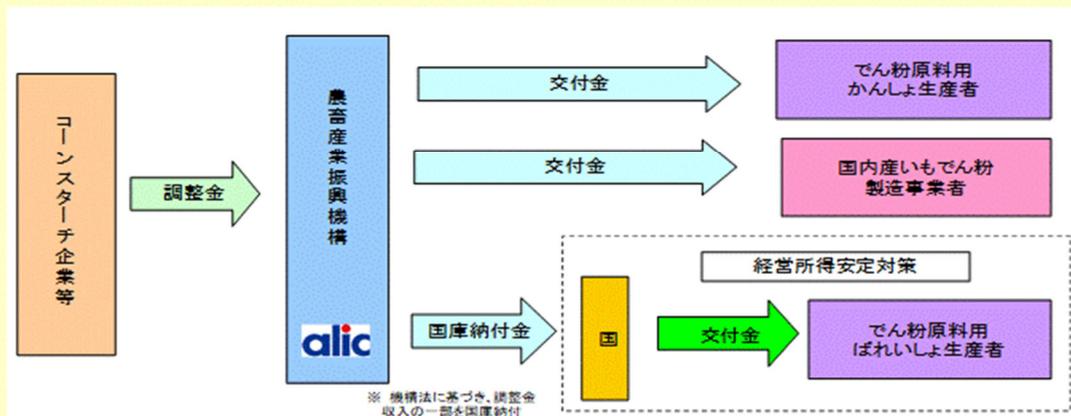
■制度の仕組み

でん粉については、価格調整制度の下、コーンスターチ用輸入とうもろこしを原料として製造されるコーンスターチ等と国内いもでん粉との内外コスト格差を是正するため、①コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。

原料作物の取引価格(販売価格のうち、生産者の取り分)は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式(収入分配方式)により形成されています。



■事業の流れ



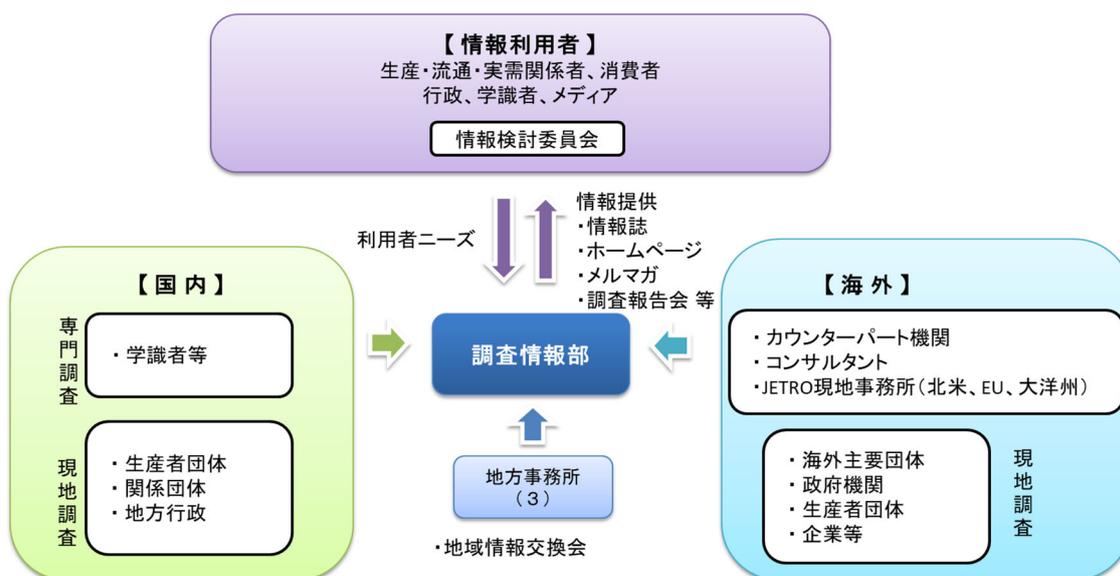
【令和2年度交付実績：9,828百万円】

(5) 情報収集提供

○情報収集提供業務

■業務の概要

畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の生産及び流通に関する情報(需給の判断に資する情報など)を収集・整理し、農畜産物の需給に係る判断や経営安定に資するため、広く生産者等に適時適切に提供すること目的としています。



【令和2年度交付実績：320百万円】

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価（令和2年度項目別評定総括表）

項目	評価（注）	行政コスト
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	B	102,368,952 千円
2 畜産（酪農・乳業）関係業務	B	64,950,839 千円
3 野菜関係業務	A	20,955,644 千円
4 特産（砂糖・でん粉）関係業務	B	72,559,560 千円
5 情報収集提供業務	B	507,531 千円
第2 業務運営の効率化に関する事項		
1 業務運営の効率化による経費の削減	B	
2 役職員の給与水準の検証	B	
3 調達合理化	B	
4 業務執行の改善	A	
5 機能的で効率的な組織体制の整備	—	
6 補助事業の効率化等	B	
7 ICTの活用による業務の効率化	S	
8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	B	
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画等に関する事項		
1 財務運営の適正化	B	
2 資金の管理及び運用	B	
第4 短期借入金の限度額		
1 運営費交付金の受入遅延等による資金不足となる場合の資金短期借入金の限度額は単年度4億円とする	—	
2 国内産糖価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度800億円とする	B	
3 でん粉価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度120億円とする	—	
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
1 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付	B	
2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付	B	

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	
第7 余剰金の使途	—	
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1 ガバナンスの強化	B	
2 職員の人事に関する計画	B	
3 情報公開の推進	B	
4 消費者等への広報	A	
5 情報セキュリティ対策の向上	A	
6 施設及び設備に関する計画	—	
7 積立金の処分に関する事項	B	
8 長期借入れを行う場合の留意事項	—	

(注) 評価区分

- S：項目の達成度合が 120%以上で顕著な成果がある
- A：項目の達成度合が 120%以上
- B：項目の達成度合が 80%以上 120%未満
- C：項目の達成度合が 60%以上 80%未満
- D：項目の達成度合が 60%未満

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評定 (注)	B	B			
理由	<p>令和元年度は、小項目では8項目がa評価となり、中項目ではいずれもB評価となったことから、大項目の評価は、いずれもB評価となっており、また、全体の評定を引き下げる事象もなかったためB評価とした。</p> <p>※令和2年度の主務大臣による総合評定は、審査中です(令和3年6月30日現在)。</p>				

(注) 評価区分

- S：総合評価の達成度合が 120%以上で顕著な成果がある
- A：総合評価の達成度合が 120%以上
- B：総合評価の達成度合が 80%以上 120%未満
- C：総合評価の達成度合が 60%以上 80%未満
- D：総合評価の達成度合が 60%未満

業務実績評価結果の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/hyoka.html>

1.1 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算	差額理由
収入			
運営費交付金	2,653	2,653	
国庫補助金	11,536	11,524	
その他の政府交付金	93,316	93,316	
業務収入	90,102	69,613	(注1)
その他収入	373,081	103,133	(注2)
計	570,689	280,238	
支出			
業務経費	550,726	261,604	(注3)
借入金償還	29,800	25,065	(注4)
人件費	2,749	2,449	(注5)
一般管理費	1,217	718	(注6)
その他の支出	50	24	(注7)
計	584,543	289,859	

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

予算額と決算額の差額の説明

- (注1) 乳製品の売渡数量及び売渡単価が見込より下回ったことによる減等
- (注2) 業務経費が見込より下回り、資金より受入が下回ったことによる減等
- (注3) 交付金の発動が見込より下回ったことによる減等
- (注4) 前年度の借入金が見込より下回ったことによる減
- (注5) 若年齢層の増加等及び超過勤務の縮減により、見込より下回ったことによる減
- (注6) 支払消費税が見込より下回ったことによる減
- (注7) 当年度の借入金が見込より下回ったことによる減

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/zaimu.html>

12 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

(1) 貸借対照表 (令和3年3月31日)

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	386,447	流動負債	44,494
現金及び預金(※1)	376,618	運営費交付金債務	553
有価証券	7,200	預り補助金等	379
その他	2,629	短期借入金	28,685
		未払金	13,197
固定資産	61,057	その他	1,680
有形固定資産	827		
無形固定資産	2	固定負債	379,470
投資その他の資産	60,228	資産見返負債	240
投資有価証券	51,030	長期預り補助金等	377,275
関係会社株式	7,495	退職給付引当金	1,894
投資評価引当金	△61	その他	62
その他	1,763		
		負債合計	423,964
		純資産の部(※2)	金額
		資本金	30,555
		政府出資金	30,555
		繰越欠損金	9,060
		評価・換算差額等	2,044
		関係会社株式評価差額	2,044
		金	
		純資産合計	23,539
資産合計	447,503	負債純資産合計	447,503

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(2) 行政コスト計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：百万円)

区分	金額
I 損益計算書上の費用	263,017
業務費(※3)	261,285
一般管理費(※4)	1,674
その他(※5)	58

臨時損失（※6）	0
Ⅱ行政コスト合計	263,017

（注）各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

（3）損益計算書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）（単位：百万円）

科 目	金 額
経常費用（A）	263,017
業務経費（※3）	261,285
交付金	167,167
補助金	57,859
国庫納付金	21,635
人件費	1,375
減価償却費	35
その他	13,214
一般管理費（※4）	1,674
人件費	1,027
減価償却費	40
その他	607
その他（※5）	58
経常収益（B）	242,595
運営費交付金収益	2,330
補助金等収益	171,023
事業収入	68,386
その他	855
臨時損失（C）（※6）	0
臨時利益（D）	6,994
前中期目標期間繰越積立金取崩額（E）	8,834
当期総損失（A-B+C-D-E）	4,594

（注）各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(4) 純資産変動計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日) (単位：百万円)

	資本金 合計	利益剰余金 合計	評価・換 算差額等 合計	純資産 合計
当期首残高	30,555	4,369	0	34,923
当期変動額				
利益剰余金(又は繰越欠損金 (△))の当期変動額(純額)		△13,428		△13,428
評価・換算差額等の当期変動額 (純額)			2,044	2,044
当期変動額計	0	△13,428	2,044	△11,384
当期末残高(※2)	30,555	△9,060	2,044	23,539

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(5) キャッシュ・フロー計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	△ 64,173
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 13,493
人件費支出	△ 2,443
事業費支出	△ 221,982
一般管理費支出	△ 1,649
その他業務支出	80
運営費交付金収入	2,653
補助金等収入	119,310
事業収入	67,489
国庫納付金の支払額	△ 21,635
政府交付金の精算による返還金の支出	△ 42
その他収入・支出	7,538
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	90,801
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	2,343
IV 資金増加額 (△資金減少額) (D=A+B+C)	28,970
V 資金期首残高 (E)	270,448
VI 資金期末残高 (F=D+E) (※7)	299,418

(注1) キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金 (※1)	376,618 百万円
うち定期預金	77,200 百万円
(差引) 資金残高 (※7)	299,418 百万円

(注2) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/zaimu.html>

1.3 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

各財務諸表の概要

(1) 貸借対照表

(資産)

令和2年度末現在の資産合計は447,503百万円と、前年度比59,395百万円減(前年度506,898百万円、11.7%減)となっています。これは、現金及び預金が376,618百万円と、前年度比56,630百万円減(前年度433,248百万円、13.1%減)となったことが主な要因です。

(負債)

令和2年度末現在の負債合計は423,964百万円と、前年度比48,011百万円減(前年度471,974百万円、10.2%減)となっています。これは、長期預り補助金等が377,275百万円と、前年度比53,671百万円減(前年度430,946百万円、12.5%減)となったことが主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和2年度の損益計算書上の費用並びに行政コストは263,017百万円と、前年度比19,717百万円減(前年度282,734百万円、7.0%減)となっています。これは、畜産勘定における過年度補助事業費返還金等による畜産業振興資金繰入が発生しなかったことが主な要因です。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和2年度の経常費用は263,017百万円と、前年度比17,863百万円減(前年度280,879百万円、6.4%減)となっています。これは、畜産勘定における過年度補助事業費返還金等による畜産業振興資金繰入が発生しなかったことが主な要因です。

(経常収益)

令和2年度の経常収益は242,595百万円と、前年度比81,735百万円増（前年度160,860百万円、50.8%増）となっています。これは、補助金等収益が171,023百万円と、前年度比103,556百万円増（前年度67,467百万円、153.5%増）となったことが主な要因です。

（臨時利益）

令和2年度の臨時利益は6,994百万円と、前年度比104,160百万円減（前年度111,154百万円、93.7%減）となっています。これは、過年度補助事業費返還金等の額が6,994百万円と前年度比102,308百万円減（前年度109,301百万円、93.6%減）となったことが主な要因です。

なお、畜産業振興事業において補助金返還命令を発出したもののうち、令和2年度末において1件1,661百万円が未返還となっています。

（当期総損益）

上記損益の状況に臨時損失0百万円及び前中期目標期間繰越積立金取崩額8,834百万円を計上した結果、令和2年度の当期総損失は、4,594百万円と前年度比1,631百万円減（前期総損失6,225百万円）となっています。

（4）純資産変動計算書

令和2年度末の純資産は23,539百万円と、前年度比11,384百万円減（前期純資産34,923百万円）となっています。これは、繰越欠損金が9,060百万円（前期利益剰余金4,369百万円）となったことが主な要因です。

（5）キャッシュ・フロー計算書

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

令和2年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△64,173百万円と、前年度比154,762百万円減（前年度90,589百万円）となっています。これは、畜産勘定における過年度補助事業費返還金等の減によりその他の収入が7,028百万円と、前年度比102,215百万円減（前年度109,243百万円）となったことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

令和2年度の投資活動によるキャッシュ・フローは90,801百万円と、前年度比101,007百万円増（前年度△10,206百万円）となっています。これは、定期預金の預入による支出と定期預金の払戻による収入との収支差が85,600百万円と、前年度比102,000百万円増（前年度△16,400百万円）となったことが主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

令和2年度の財務活動によるキャッシュ・フローは2,343百万円と、前年度比25,403百万円増（前年度△23,060百万円）となっています。これは、不要財産に係る国庫納付等による支出が△1,243百万円と、前年度比29,901百万円増（前年度△31,144百万円）

円) となったことが主な要因です。

1.4 内部統制の運用に関する情報

A L I Cは、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を定めておりますが、その推進の中心となるものとして、内部統制委員会を置いています。

また、内部統制委員会は、「独立行政法人農畜産業振興機構の内部統制に関する基本方針」に定めるところにより、中期目標及び中期計画に基づき、法令等を遵守しつつ、業務を有効かつ、効率的に実施することを目的として設置されており、令和2年度においては、7月に開催し、内部統制に関する改善方針等について審議を行いました。

1.5 法人の基本情報

(1) 沿革

平成15年10月 農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の統合により独立行政法人
農畜産業振興機構として設立

なお、当機構の前身となる法人の沿革は次のとおりです。

ア 農畜産業振興事業団

昭和36年12月 畜産振興事業団設立

昭和40年8月 糖価安定事業団設立

昭和41年3月 日本蚕糸事業団設立

昭和56年10月 糖価安定事業団と日本蚕糸事業団を統合し、蚕糸砂糖類価格安定事業団設立

平成8年10月 畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団を統合し、農畜産業振興事業団が設立

イ 野菜供給安定基金

昭和51年10月 設立

第1期中期目標期間 平成15年10月～平成20年3月

平成17年10月 神戸事務所廃止

平成19年10月 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付の業務の開始

〃 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しの業務の開始

平成19年12月 東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡及び宮崎の事務所廃止

平成20年1月 鹿児島事務所開設（鹿児島分室（平成19年4月開設）を改組）

第2期中期目標期間 平成20年4月～平成25年3月

平成20年4月 蚕糸業経営安定対策事業への補助の業務の廃止

	〃	生糸の買入れ及び売渡しの業務の廃止
	〃	繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業（蚕糸業振興事業）への補助の業務の廃止
平成 22 年 8 月		シンガポール駐在員事務所廃止
平成 23 年 3 月		ワシントン、ブエノスアイレス、ブリュッセル、シドニー駐在員事務所廃止
第 3 期中期目標期間		平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月
第 4 期中期目標期間		平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月
平成 30 年 12 月		肉用牛及び肉豚についての交付金の交付の法制化業務の開始
	〃	輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの業務の開始

(2) 設立に係る根拠法：独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）

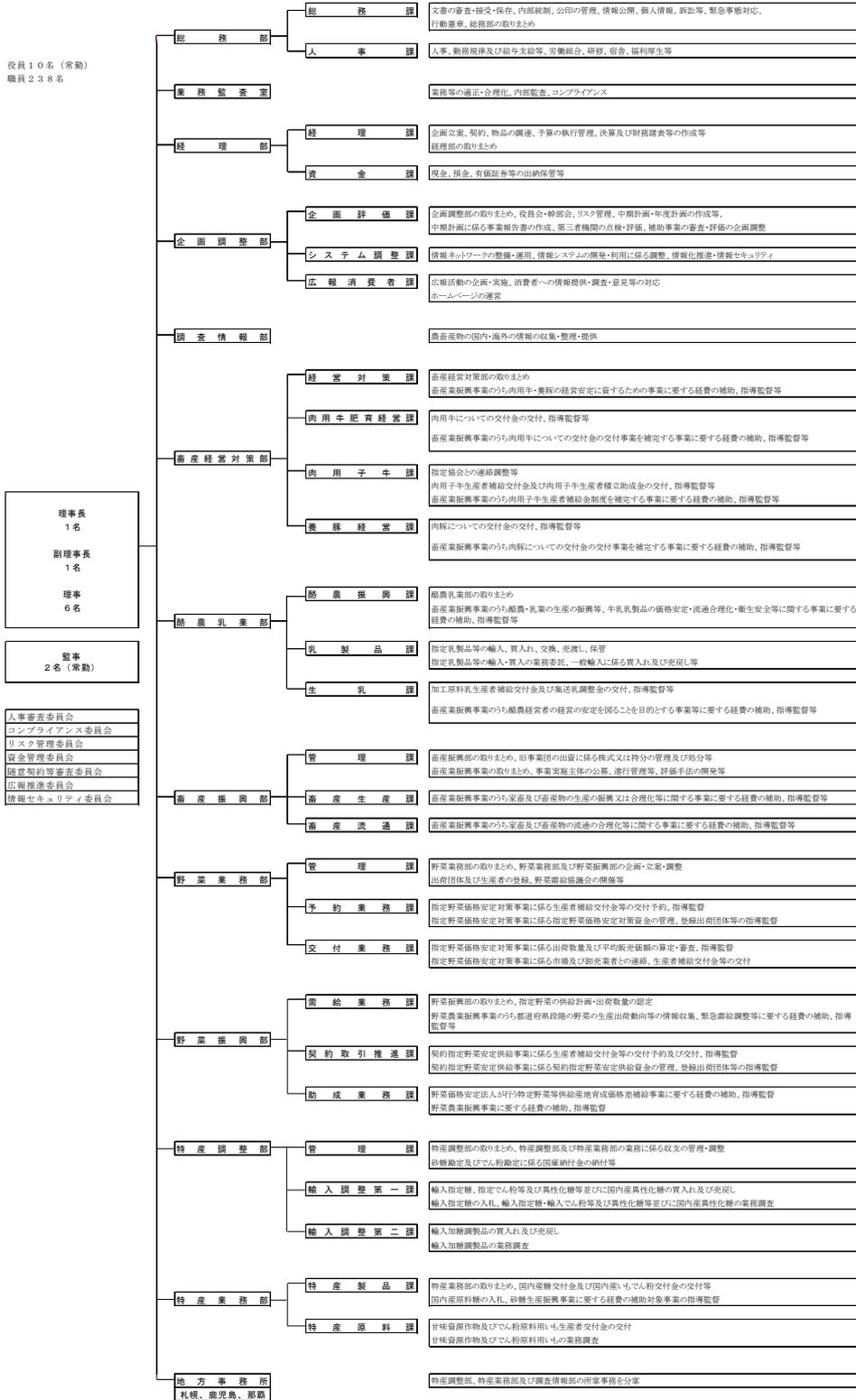
(3) 主務大臣

農林水産大臣

(4) 組織体制

組 織
 (令和3年3月31日現在)
 【11部 1室 3地方事務所】

役員10名(常勤)
 職員238名



(5) 事務所の所在地

本部 : 東京都港区麻布台二丁目2番1号
 札幌事務所 : 北海道札幌市中央区北三条西七丁目一番地
 鹿児島事務所 : 鹿児島県鹿児島市西千石町17番3号
 那覇事務所 : 沖縄県那覇市久米二丁目4番14号

(6) 主要関連会社及び関連公益法人等の状況

名称	業務の概要	出資目的
関連会社		
(株) 北海道畜産公社	家畜の処理及び冷蔵庫の経営 枝肉取引市場の経営 肉畜及び畜肉の販売及び加工販売	食肉の需給規模の拡大に対処し、食肉の流通過程の改善合理化を図ること等
(株) 秋田県食肉流通公社	肉畜のと畜、解体 枝肉及び副産物の買い取り並びに受託処理加工 食肉及び副産物の加工並びに貯蔵販売	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、畜産振興、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること等
(株) 山形県食肉公社	食肉の生産処理及び保管 食肉、副産物の加工品の製造及び販売 食肉、副産物の冷蔵保管並びに委託処理	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること等
(株) 群馬県食肉卸売市場	冷蔵冷凍保管業務 豚枝肉、牛枝肉、食肉副生物等の仕入 食肉、食肉副生物、食肉加工品等の製造及び販売	食肉市場価格の安定及び肉畜生産の安定を図るとともに部分肉の流通を推進すること等
(株) 全日本農協畜産公社	畜産物の流通改善に関する事業 畜産物の加工処理及び販売 畜産物の冷蔵保管	畜産資源の価値を高め、畜産振興の安定的発展を図ること
(株) 山梨食肉流通センター	家畜のと畜、解体 食肉の処理、加工、販売 食肉市場の運営	畜産農家が安定的に出荷できる流通拠点を確保し、消費者に対し新鮮かつ安全な食肉を提供する流通拠点を整備し、畜産振興及び食肉流通の合理化、近代化に資すること
(株) 富山食肉総合センター	肉畜のと畜解体処理	肉畜処理の円滑化と食肉の安定供

—	食肉の加工処理 食肉の冷蔵保管	給を図り、もって畜産振興及び食肉流通の合理化、近代化に資すること等
(株) 鳥取県食肉センター	家畜のと畜、解体 食肉の処理、加工及び販売 副産物（原皮、内臓、骨等）の処理、加工及び販売	鳥取県肉畜生産の振興と食肉流通体系の近代化を図ること等
(株) 香川県畜産公社	獣畜のと畜解体処理 部分肉の処理、加工、保管 自社の敷地、建物、施設の管理運営	香川県肉畜生産の安定的基盤の確立と食肉流通の改善合理化をはかり畜産事業の発展向上を図ること等
JA えひめアイパックス (株)	家畜の処理・解体 家畜の内臓処理及び販売 食肉加工品の製造及び販売	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、畜産振興、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること等
(株) 熊本畜産流通センター	肉畜のと畜・解体 食肉の製造加工及び販売 内臓など副産物の処理販売	加工処理機能の整備強化並びに販売体制の拡充強化を図り、産地食肉センターとして熊本県畜産の振興に寄与するとともに消費者のニーズに応える食肉流通拠点施設として経営すること
(株) ナンチク	食肉の製造及び販売 農産加工品の販売	食肉の製造及び販売並びにこれらに附帯する事業を営むこと等
(株) JA 食肉かごしま	牛・豚のと畜解体処理加工 豚の生産・販売	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること
(株) 沖縄県食肉センター	肉畜の集荷及び食肉、加工品の販売 家畜のと畜解体、処理加工 食肉及び副産物の冷蔵保管	肉畜の集荷及び食肉、加工品の販売等の事業を営むこと等
四国乳業 (株)	牛乳の処理及び販売 乳製品の製造及び販売 清涼飲料の製造及び販売	近代的な牛乳乳製品の処理加工施設の建設により、牛乳乳製品の製造コストを下げるとともに、生乳の流通の合理化を図り、酪農経営の安定に資すること等

名 称	業務概要	出資目的
関連公益法人等		
(一財) 生物科学安全研究所	医薬品、飼料等及び畜産物の安全性等の研究、検査及び技術の指導 実験動物としての家畜及び家禽の研究	家畜、家きんに使用する医薬品及び飼料の安全性と遺伝に及ぼす影響等の生物科学に関する研究、検査及び技術の指導を行い、もって学術の発展と畜産業の振興に寄与すること
(公財) 日本食肉流通センター	部分肉の取引のための施設の貸付けに関する事業 部分肉の取引数量、取引価格等の情報の収集及び公表 部分肉の流通の改善及び合理化のための調査研究等	部分肉の取引の適正化のための業務を行うことにより、食肉流通の改善及び合理化を推進し、もって畜産及びその関連産業の発展と国民の食生活の改善に資すること
(公財) 日本食肉消費総合センター	食肉の消費普及及び啓発宣伝 食肉の栄養及び調理に関する知識及び情報の収集、普及及び広報 食肉の生産・流通・消費の実情、動向の総合的調査研究と国際交流	食肉に関する知識及び情報の提供、食肉の消費普及、食肉の生産、流通及び消費に関する調査研究及び国際交流等を行い、もって国民の食生活の安定及び改善並びに畜産業及び食肉産業の近代化に資すること
(公財) 日本食肉生産技術開発センター	食肉等の処理等の機械、施設、システムについての調査研究開発、情報収集、提供、コンサルタント業務	と畜から食肉等の処理、加工、流通及び販売に至る分野における機械、施設及びシステムについての研究開発、情報の収集等を行い、食肉等の生産、流通及び販売の改善及び合理化を推進し、もって畜産及び食肉産業の発展と食生活の改善に資すること
(公財) 加古川食肉公社	食肉産業振興に関する指導育成事業 食肉卸売市場の開設 食肉センターの近代化整備及び管理運営に関する事業	食肉流通機構の合理的改善と広域的な食肉供給拠点としての役割を確保することにより、安定的に食肉を供給するとともに、食生活の改善に関する知識の普及啓発を行い、もって地域社会の発展等に寄与する

		こと
(公財)奈良県食肉公社	と畜場の設置及び管理運営に関する事業 食肉市場の開設及び管理運営に関する事業 治水、環境対策に関する事業	肉畜処理の円滑化と食肉の安定供給を図り、もって畜産振興及び食肉流通の合理化、近代化に資すること

(注) 詳細につきましては、附属明細書をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/zaimu.html>

(7) 主要な財務データ (法人単位) の経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	326,837	203,538	197,975	280,879	263,017
経常収益	178,201	198,634	169,865	160,860	242,595
当期総損益	△ 5,202	1,375	5,450	△6,225	△4,594
資産	484,501	473,092	438,705	506,898	447,503
負債	438,103	425,319	393,062	471,974	423,964
利益剰余金 (又は繰越欠損金)	15,843	17,218	15,089	4,369	△9,060
業務活動による キャッシュ・フロー	108,027	△ 4,428	△ 3,543	90,589	△64,173
投資活動による キャッシュ・フロー	53,664	25,846	33,610	△10,206	90,801
財務活動による キャッシュ・フロー	△ 1,486	△ 7,382	△ 31,663	△23,060	2,343
資金期末残高	200,687	214,723	213,126	270,448	299,418

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画 (法人単位) (令和3年4月1日当初)

【予算】

(単位：百万円)

収 入	金 額	支 出	金 額
運営費交付金	2,699	業務経費	420,352
国庫補助金	7,274	借入金償還	40,000
その他の政府交付金	77,558	人件費	2,726
業務収入	72,639	一般管理費	1,013
拠出金	5,589	その他支出	155
負担金	3,472		
納付金	2,466		
資金より受入	227,585		
借入金	48,533		
諸収入	1,281		
合 計	449,096	合 計	464,246

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

【収支計画】

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	421,598
経常費用	421,598
業務経費	417,671
人件費	2,716
一般管理費	995
その他支出	155
減価償却費	60
収益の部	398,119
経常収益	397,262
運営費交付金収益	2,612
補助金等収益	323,185
業務収入	70,733
資産見返運営費交付金戻入	7
資産見返補助金戻入	9
賞与引当金見返に係る収益	155
退職給付引当金見返に係る収益	137

諸収入	424
臨時利益	857
過年度補助事業費返還金等	857
純利益（△純損失）	△ 23,478

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

【資金計画】

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	738,927
業務活動による支出	427,995
投資活動による支出	233,455
財務活動による支出	48,187
次年度への繰越金	29,291
資金収入	738,927
業務活動による収入	170,861
投資活動による収入	307,550
財務活動による収入	55,680
前年度繰越金	204,836

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

詳細につきましては、年度計画をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

16 参考情報

(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、普通預金、定期預金など

有価証券：満期保有目的の債券で、満期日が1年以内に到来するもの

その他（流動資産）：未収金、未収収益、前払費用など

有形固定資産：建物、車両運搬具、工具器具備品及び土地であり、長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：電話加入権

投資有価証券：満期保有目的の債券で、満期日の到来が1年を超えるもの及び関係会社以外（出資比率20%未満）の有価証券

関係会社株式：出資比率が20%以上の株式

投資評価引当金：関係会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて

算出した額が取得原価よりも下落した場合における当該下落額
その他（投資その他の資産）：敷金保証金、自動車リサイクル預託金
運営費交付金債務：国から交付された運営費交付金のうち未実施の部分に該当する債務残高
預り補助金等：業務を実施するために国から交付された補助金等のうち、1年以内に使用されると認められる未実施の部分に該当する債務残高
短期借入金：事業資金の調達のため金融機関から借り入れた借入金で、返済日が1年以内に到来するもの
未払金：売買事業費未払金、未払費用に属さない未払債務の総称
その他（流動負債）：リース債務、未払費用、受入保証金など
資産見返負債：国から交付された運営費交付金や補助金等で償却資産を取得した場合に計上される負債額
長期預り補助金等：業務を実施するために国から交付された補助金等のうち、1年を超えて使用されると認められる未実施の部分に該当する債務残高
引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金が該当
その他（固定負債）：リース債務
政府出資金：国からの出資金であり、財産的基礎を構成
関係会社株式評価差額金：関係会社株式の持分相当額が取得原価よりも増加した場合の評価差額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失
行政コスト：アウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務経費：業務に要した費用
交付金：肉用牛肥育経営安定交付金、肉豚経営安定交付金、加工原料乳生産者補給交付金、指定野菜生産者補給交付金、契約指定野菜交付金、甘味資源作物交付金、国内産糖交付金、でん粉原料用いも交付金、国内産いもでん粉交付金、肉用子牛生産者補給交付金
補助金：畜産業振興事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、契約特定野菜等安定供給促進事業、緊急需給調整事業、端境期等対策産地育成事業によ

り交付した補助金

国庫納付金：糖価調整事業収入及びでん粉価格調整事業収入の一部を国の特別会計へ納付するもの

人件費：給与、賞与、法定福利費等、役職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

一般管理費：管理業務に要した費用

その他（経常費用）：畜産業振興資金繰入、賠償償還及払戻金、支払利息、雑損

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

補助金等収益：国からの補助金等のうち、当期の収益として認識した収益

事業収入：輸入乳製品売渡収入、糖価調整事業収入、でん粉価格調整事業収入

その他（経常収益）：資産見返運営費交付金戻入、資産見返補助金等戻入、受取利息、有価証券売却益、雑益

臨時損失：関係会社株式評価損、固定資産除却損など

臨時利益：過年度補助事業費返還金等、投資評価引当金戻入益など

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間から繰り越された積立金の当期の費用発生による取崩額

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出、事業費支出など

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出など

(2) その他公表資料等との関係の説明

◆ホームページでは、ALICの法人情報、業務関連情報、統計資料等のほか、くらしに役立つ農畜産物の消費者向け情報も発信しています。



主要な情報提供

- 情報誌(月報)**
 「畜産の情報」「野菜情報」「砂糠類・でん粉情報」は、需給予測や需給動向の解説、海外の動向や国内の優良事例の調査報告、各種統計資料などを掲載しています。
- ホームページ**
 情報誌の内容はホームページでも提供しています。また、タイムリーな内外の情報や国内外の生産、輸出入、需給、価格などを幅広く網羅したデータベース、一般消費者を対象とした分かりやすい情報なども提供しています。
- alicセミナー**
 業務を通じて得られた情報や、これらに関連する様々な情報を広く国民の方々に知ってもらうよう社会的発信の充実に取り組んでいます。その一環としてalicセミナーを開催しています。

◆問い合わせ・相談窓口

◆パンフレット

◆広報誌

●本部所在地
 〒106-8635
 東京都港区麻布台2丁目2番1号 麻布台ビル

●代表(総合窓口)広報消費者課
 TEL 03-3583-8196 FAX 03-3582-3397

●地方事務所所在地

札幌事務所 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7-1 農産センター内 TEL 011-221-0786 FAX 011-261-0580	鹿児島事務所 〒892-0847 鹿児島市西千石町17-3 太陽生命鹿児島第二ビル7階 TEL 099-226-4731 FAX 099-226-4751	那覇事務所 〒900-0033 那覇市久米2-4-14 J・B・N A H Aビル3階 TEL 098-866-1033 FAX 098-860-5775
--	--	--

ホームページ : <https://www.alic.go.jp/>
 Facebook : <https://www.facebook.com/alicjapan/>
 広報誌 : https://www.alic.go.jp/hojo/kikaku03_000299.html

